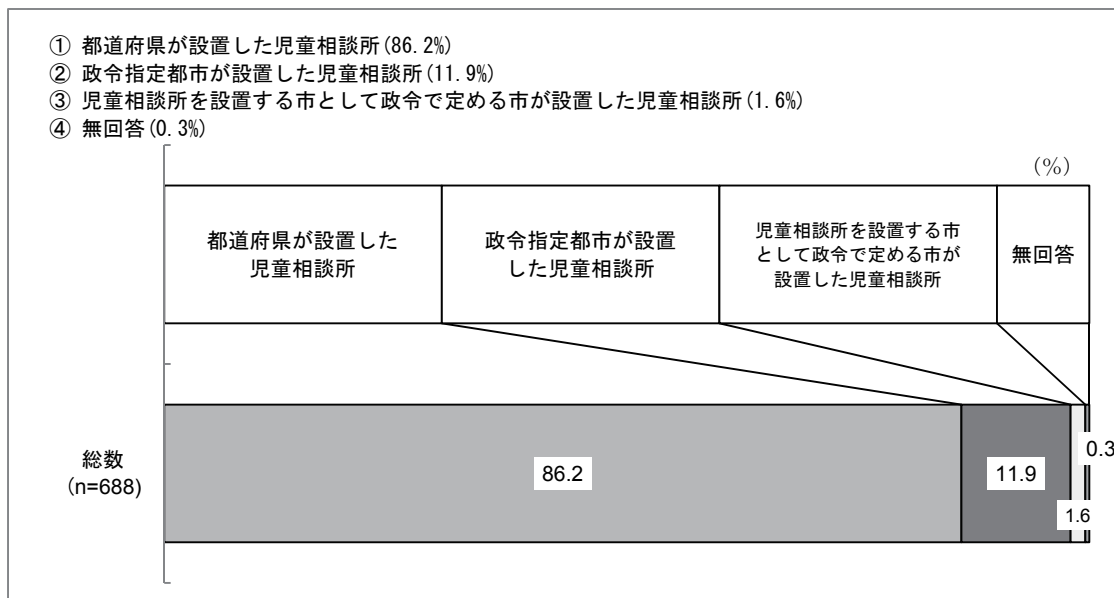


第2 調査結果の概要

1 児童福祉司調査

(1) 回答者の属性等

ア 調査対象とした児童福祉司からの回答状況等（都道府県等別）

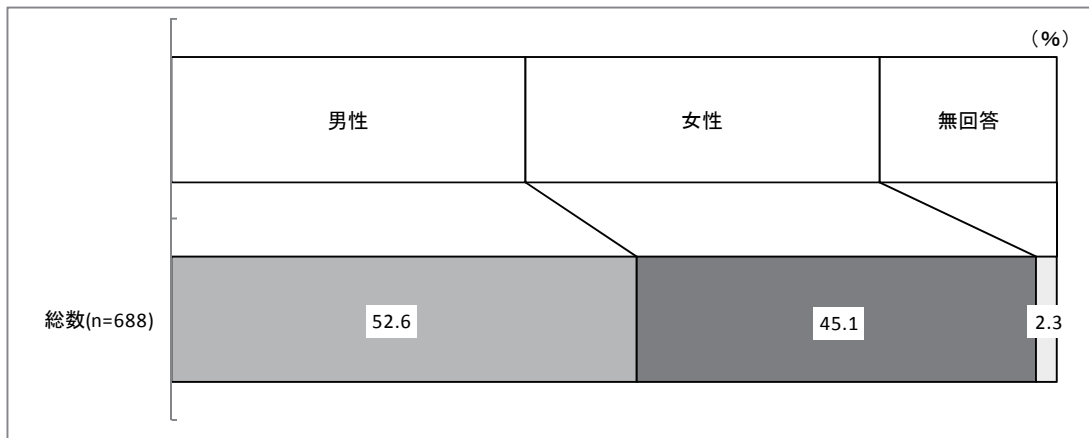


件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)			
北海道	31	4.5	滋賀県	5	0.7	札幌市	3	0.4
青森県	20	2.9	京都府	10	1.5	仙台市	2	0.3
岩手県	7	1.0	大阪府	22	3.2	さいたま	4	0.6
宮城県	3	0.4	兵庫県	17	2.5	千葉市	3	0.4
秋田県	10	1.5	奈良県	8	1.2	横浜市	12	1.7
山形県	7	1.0	和歌山県	7	1.0	川崎市	8	1.2
福島県	13	1.9	鳥取県	11	1.6	相模原市	4	0.6
茨城県	6	0.9	島根県	15	2.2	新潟市	3	0.4
栃木県	12	1.7	岡山県	11	1.6	静岡市	4	0.6
群馬県	12	1.7	広島県	12	1.7	浜松市	4	0.6
埼玉県	21	3.1	山口県	15	2.2	名古屋市	8	1.2
千葉県	22	3.2	徳島県	7	1.0	京都市	3	0.4
東京都	36	5.2	香川県	6	0.9	大阪市	4	0.6
神奈川県	19	2.8	愛媛県	11	1.6	堺市	3	0.4
新潟県	14	2.0	高知県	7	1.0	神戸市	3	0.4
富山県	7	1.0	福岡県	20	2.9	岡山市	3	0.4
石川県	7	1.0	佐賀県	3	0.4	広島市	3	0.4
福井県	7	1.0	長崎県	8	1.2	北九州市	4	0.6
山梨県	5	0.7	熊本県	7	1.0	福岡市	4	0.6
長野県	19	2.8	大分県	6	0.9	横須賀市	4	0.6
岐阜県	18	2.6	宮崎県	7	1.0	金沢市	3	0.4
静岡県	16	2.3	鹿児島県	9	1.3	熊本市	4	0.6
愛知県	31	4.5	沖縄県	8	1.2	無回答	6	0.9
三重県	14	2.0				計	688	-

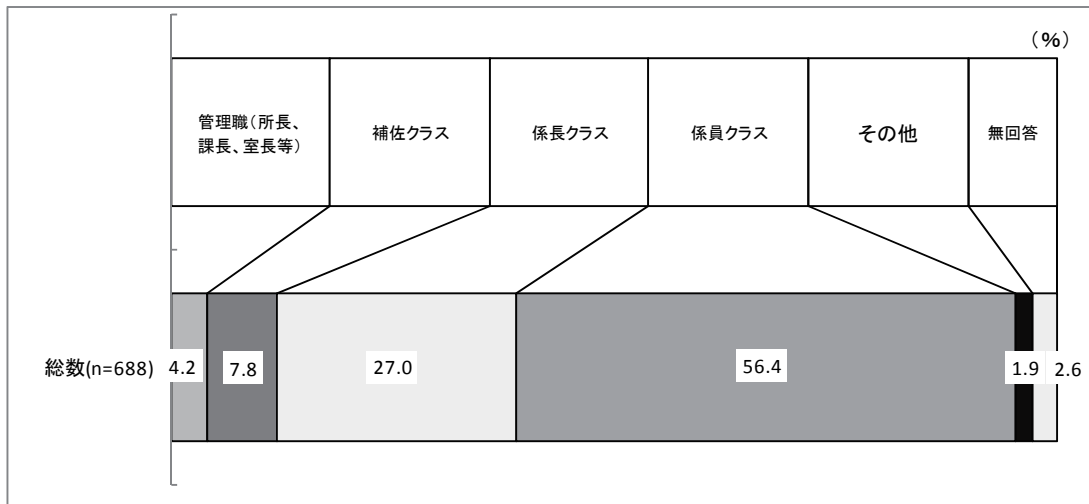
(注) 1 本表に掲載した市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき児童相談所の設置が義務付けられている政令指定都市等である。

2 「無回答」には、都道府県の児童福祉司からの回答のうち、具体的な都道府県名の記載がないため区分できないものを含む。

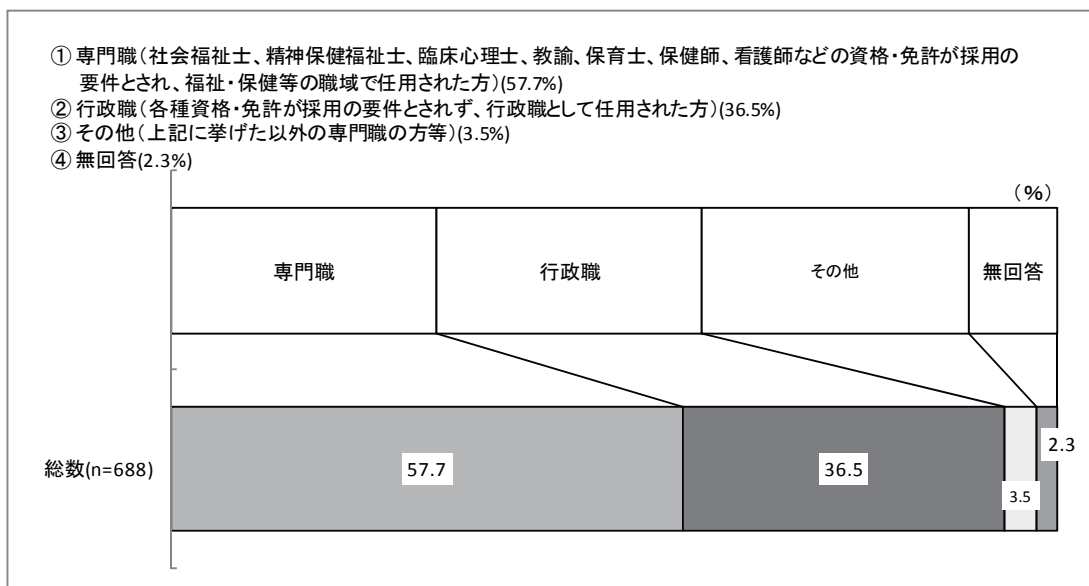
イ 性別



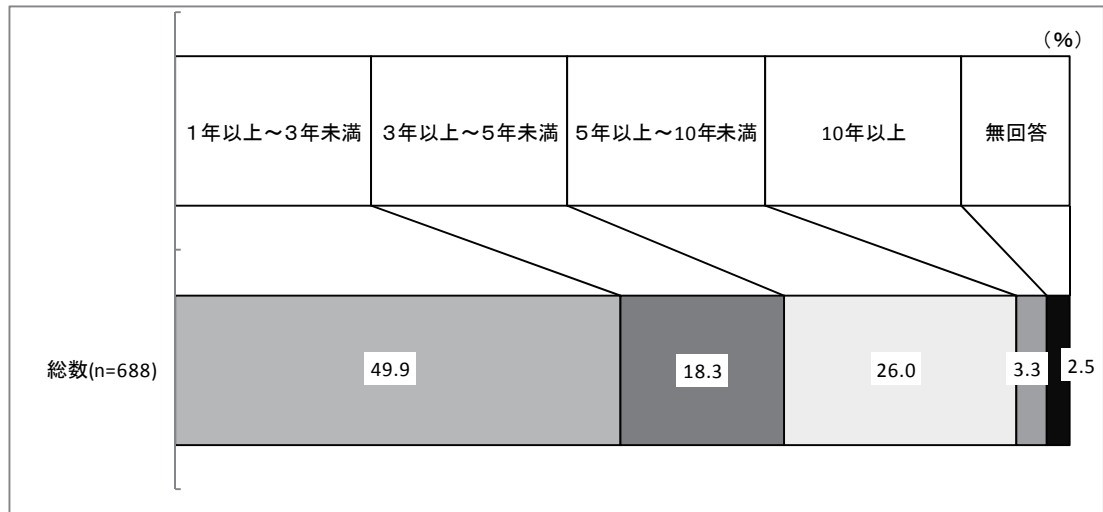
ウ 職位



エ 採用職種



オ 経験年数



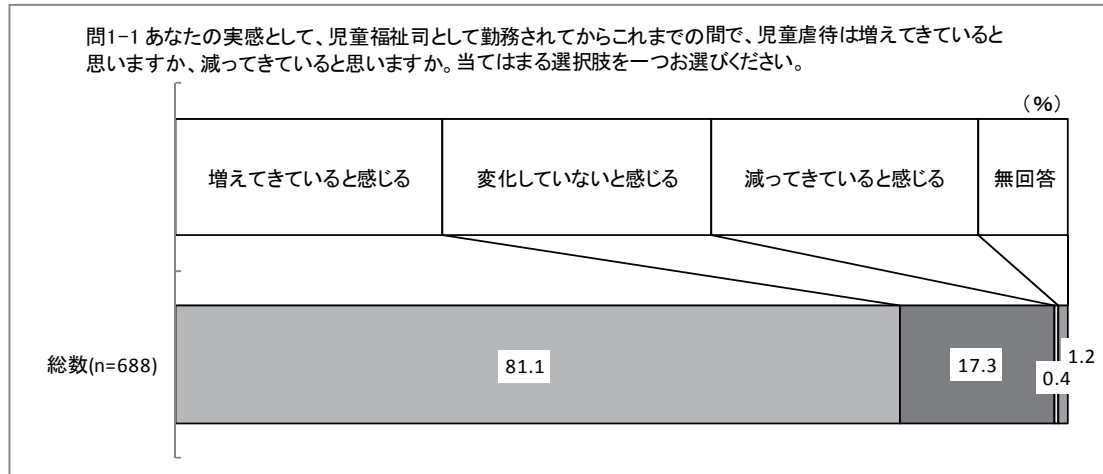
(注)「無回答」には、「1年未満」と回答した者を含む。

(2) 単純集計結果

ア 児童虐待の発生状況

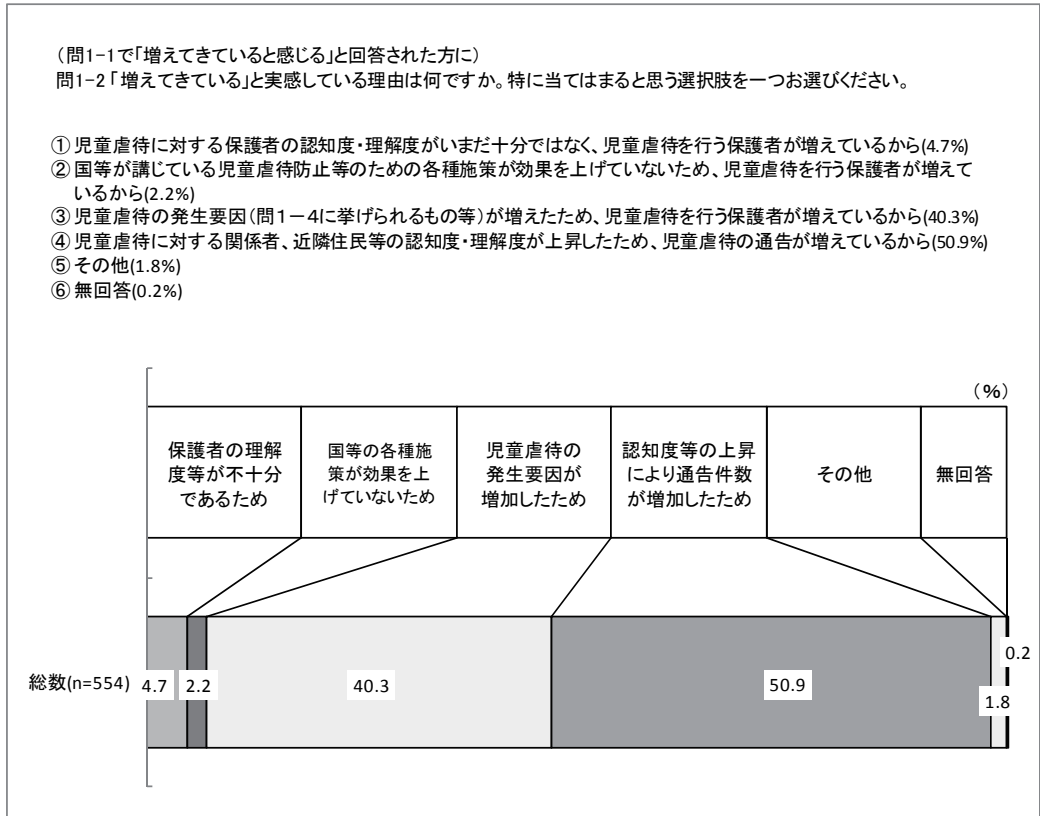
(7) 問1-1 児童虐待の増減に関する実感

児童福祉司に、児童虐待の増減についての実感を尋ねると、「増えてきていると感じる」が81.1%と最も多く、次いで「変化していないと感じる」が17.3%、「減ってきていると感じる」が0.4%となっている。



(イ) 問1-2 児童虐待が増加していると実感する理由

児童虐待は増えてきていると感じると回答した児童福祉司に、そう思う理由を尋ねると、「児童虐待に対する関係者、近隣住民等の認知度・理解度が上昇したため、児童虐待の通告が増えているから」が50.9%と最も多く、次いで「児童虐待の発生要因が増えたため、児童虐待を行う保護者が増えているから」が40.3%、「児童虐待に対する保護者の認知度・理解度がいまだ十分ではなく、児童虐待を行う保護者が増えているから」が4.7%等となっている。



(ウ) 問1-3 児童虐待は減少していると実感する理由

児童虐待は減少してきていると感じると回答した児童福祉司に、そう思う理由を尋ねると、いずれも、あらかじめ設定した選択肢を選ばず、「その他」と回答して、次のような理由を記載している。

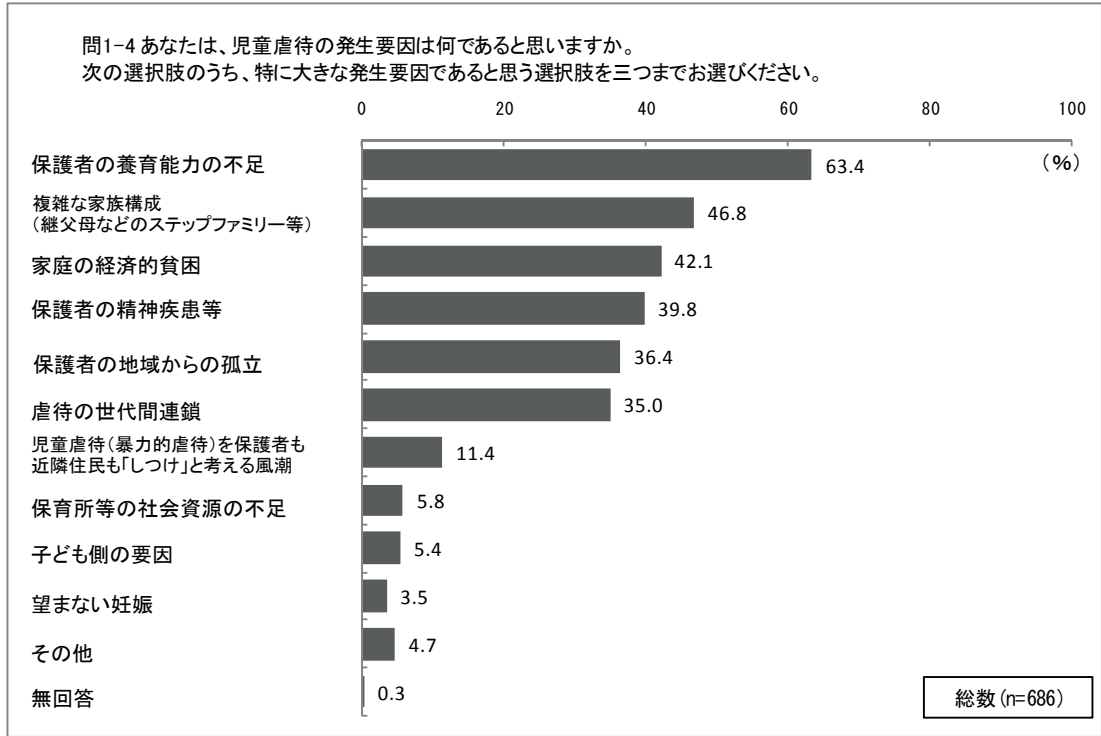
表 児童虐待は減少してきていると感じる理由

- | |
|--|
| <p>① 市町村に力がついて対応が可能になったため児相の実感としては減っている。</p> <p>② 虐待の疑いがあっても、関係者等から通告がある。</p> <p>③ 市町村要対協での対応の増加</p> |
|--|

(注) 1 回答者数は3人である。
2 回答内容は、原文のまま記載している。
3 「市町村要対協」とは、市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会である。

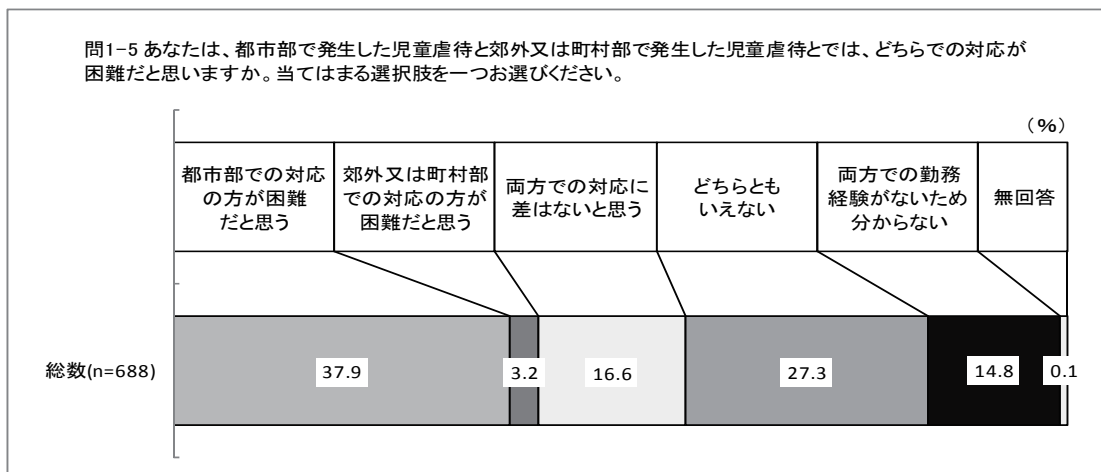
(イ) 問1-4 児童虐待の発生要因（複数回答）

児童福祉司に、児童虐待の発生要因を尋ねると、「保護者の養育能力の不足」が63.4%と最も多く、次いで「複雑な家族構成(継父母などのステップファミリー等)」が46.8%、「家庭の経済的貧困」が42.1%、「保護者の精神疾患等」が39.8%、「保護者の地域からの孤立」が36.4%、「虐待の世代間連鎖」が35.0%等となっている。



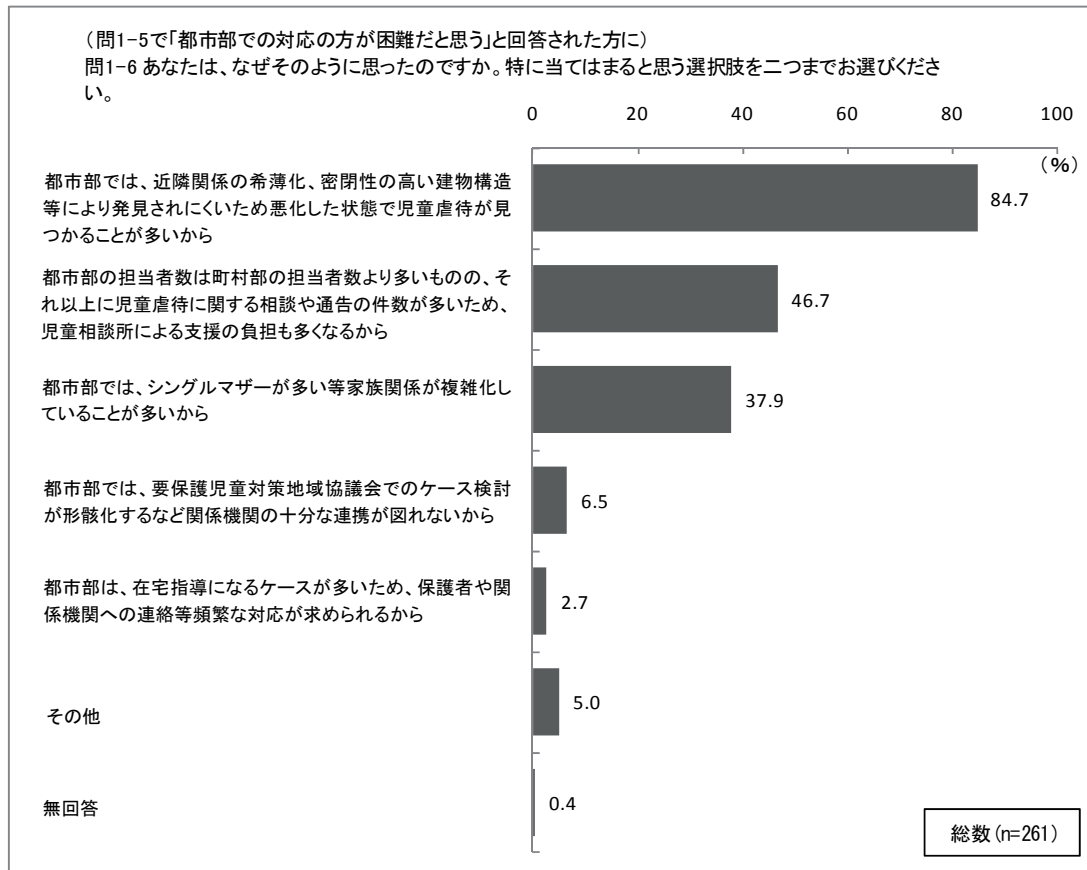
(オ) 問1-5 都市部で発生した児童虐待と郊外又は町村部で発生した児童虐待との比較

児童福祉司に、都市部で発生した児童虐待と郊外又は町村部で発生した児童虐待とでは、どちらでの対応が困難だと思うか尋ねると、「都市部での対応の方が困難だと思う」が37.9%であるのに対し、「どちらともいえない」が27.3%、「両方での対応に差はないと思う」が16.6%等となっている。



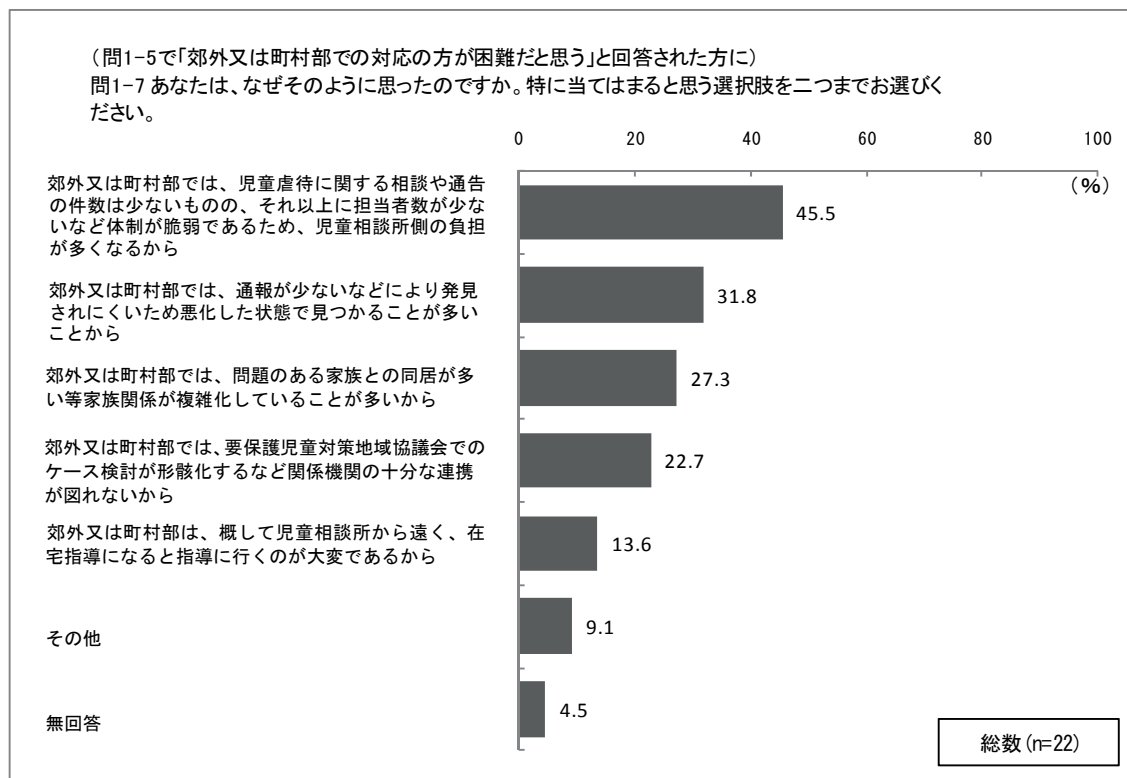
(カ) 問1-6 都市部での対応の方が困難だと思った理由（複数回答）

都市部で発生した児童虐待の方が対応が困難だと思いと回答した児童福祉司に、
 そう思う理由を尋ねると、「都市部では、近隣関係の希薄化、密閉性の高い建物構造等により発見されにくいため悪化した状態で児童虐待が見つかることが多いから」が84.7%と最も多く、次いで「都市部の担当者数は町村部の担当者数より多いものの、それ以上に児童虐待に関する相談や通告の件数が多いため、児童相談所による支援の負担も多くなるから」が46.7%、「都市部では、シングルマザーが多い等家族関係が複雑化していることが多いから」が37.9%等となっている。



(キ) 問1-7 郊外又は町村部での対応の方が困難だと思った理由（複数回答）

郊外又は町村部で発生した児童虐待の方が対応が困難だと思うと回答した児童福祉司に、そう思う理由を尋ねると、「郊外又は町村部では、児童虐待に関する相談や通告の件数は少ないものの、それ以上に担当者数が少ないなど体制が脆弱であるため、児童相談所側の負担が多くなるから」が45.5%と最も多く、次いで「郊外又は町村部では、通報が少ないなどにより発見されにくいため悪化した状態で見つかることが多いことから」が31.8%、「郊外又は町村部では、問題のある家族との同居が多い等家族関係が複雑化していることが多いから」が27.3%等となっている。

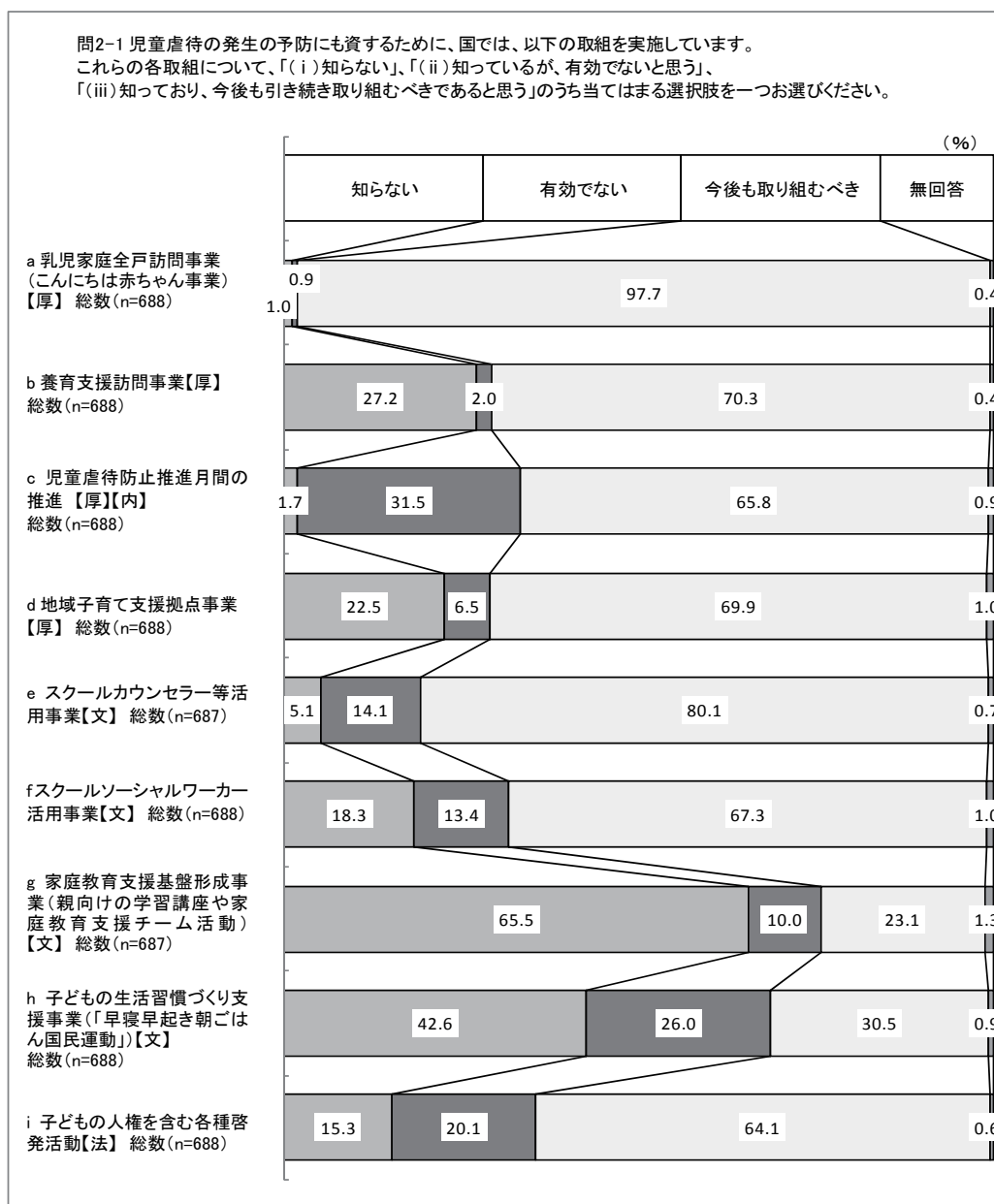


イ 児童虐待の発生予防に係る取組

(7) 問2-1 児童虐待の発生の予防にも資する国の取組の有効性

児童福祉司に、児童虐待の発生の予防にも資するために国が行っている取組の有効性について尋ねると、「家庭教育支援基盤形成事業（親向けの学習講座や家庭教育支援チーム活動）」、「子どもの生活習慣づくり支援事業（「早寝早起き朝ごはん」国民運動）」を除く他の取組については、「知っており、今後も取り組むべき」が64%以上となっている。特に、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」については97.7%となっている。

一方、「家庭教育支援基盤形成事業（親向けの学習講座や家庭教育支援チーム活動）」、「子どもの生活習慣づくり支援事業（「早寝早起き朝ごはん」国民運動）」については、「知らない」及び「知っているが、有効でないと思う」を合わせたものが、それぞれ75.5%、68.6%となっている。



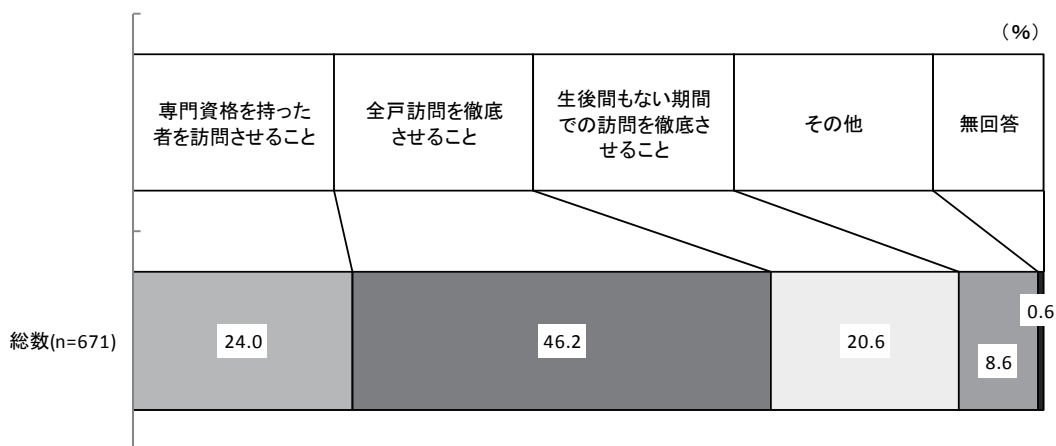
(注) 【厚】は厚生労働省、【内】は内閣府、【文】は文部科学省、【法】は法務省による取組を示す。

(イ) 問2-2 乳児家庭全戸訪問事業のより効果的な実施

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）について、知っており、今後も引き続き取り組むべきであると思うと回答した児童福祉司に、同事業をより効果的に実施するためには何に力を入れるべきか尋ねると、「いまだ全戸訪問を達成できていないことから、全戸訪問を徹底させること」が46.2%と最も多く、次いで「本事業の訪問者は必ずしも専門資格を持っていないことから、保健師等専門資格を持った者を訪問させること」が24.0%、「生後4か月までの訪問では期間が長いことから、生後2か月までなど生後間もない期間に訪問するよう徹底すること」が20.6%等となっている。

(問2-1で「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」を「(iii)知っており、今後も引き続き取り組むべきであると思う」と回答された方に)
 問2-2 今後、乳児家庭全戸訪問事業をより効果的に実施するためには、何に力を入れるべきだと思いますか。
 当てはまる選択肢を一つお選びください。

- ① 本事業の訪問者は必ずしも専門資格を持っていないことから、保健師等専門資格を持った者を訪問させること(24.0%)
- ② いまだ全戸訪問を達成できていないことから、全戸訪問を徹底させること(46.2%)
- ③ 生後4か月までの訪問では期間が長いことから、生後2か月までなど生後間もない期間に訪問するよう徹底すること(20.6%)
- ④ その他(8.6%)
- ⑤ 無回答(0.6%)

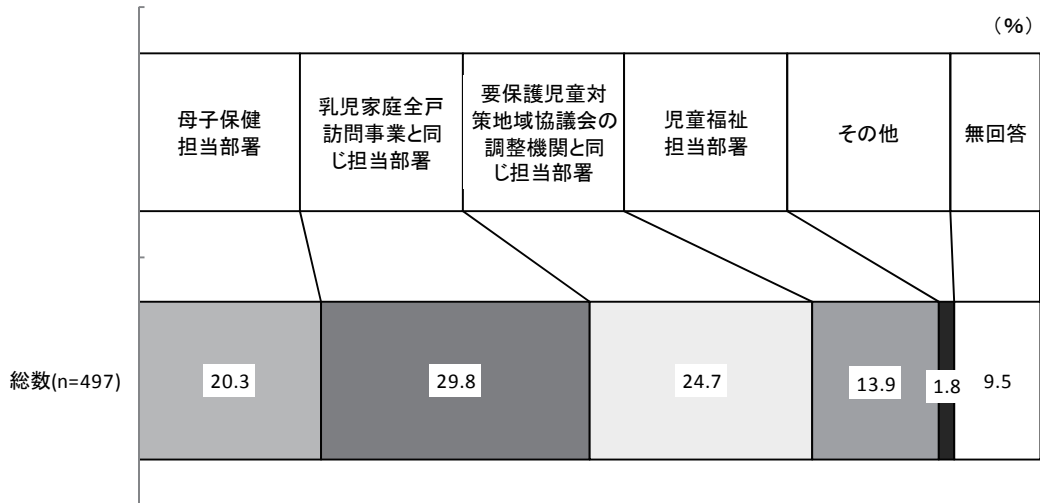


(ウ) 問2-3 養育支援訪問事業を担当するべきと思う部署

養育支援訪問事業について、知っているが、有効でないと思う又は知っており、今後も引き続き取り組むべきであると思うと回答した児童福祉司に、本事業をどの部署が担当すべきか尋ねると、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）と同じ担当部署（乳児家庭全戸訪問事業と連携して実施することが想定されているため）」が 29.8%と最も多く、次いで「要保護児童対策地域協議会の調整機関と同じ担当部署（訪問結果次第では、要保護児童対策地域協議会を開催する必要があるため）」が 24.7%、「母子保健担当部署（新生児訪問など従来から訪問に係る取組を実施し、訪問に精通しているため）」が 20.3%等となっている。

（問2-1で「養育支援訪問事業」を「(ii)知っているが、有効でないと思う」又は「(iii)知っており、今後も引き続き取り組むべきであると思う」と回答された方に）
 問2-3 本事業は、児童福祉法に位置付けられ、市区町村には実施の努力義務が課せられているところですが、実施する担当部署（母子保健担当、児童福祉担当等）は市区町村によって異なります。
 あなたは、本事業をどの部署が担当するべきだと思いますか。当てはまる選択肢を一つお選びください。

- ① 母子保健担当部署（新生児訪問など従来から訪問に係る取組を実施し、訪問に精通しているため）(20.3%)
- ② 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）と同じ担当部署（乳児家庭全戸訪問事業と連携して実施することが想定されているため）(29.8%)
- ③ 要保護児童対策地域協議会の調整機関と同じ担当部署（訪問結果次第では、要保護児童対策地域協議会を開催する必要があるため）(24.7%)
- ④ 児童福祉担当部署（児童虐待のケース対応に精通しているため）(13.9%)
- ⑤ その他(1.8%)
- ⑥ 無回答(9.5%)



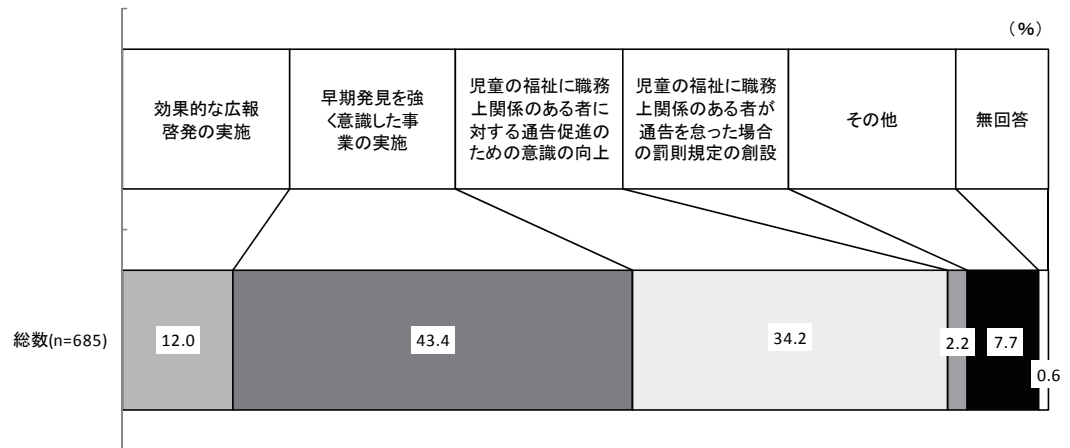
ウ 児童虐待の早期発見等のための取組

問3-1 国等に求められる早期発見等のための取組

児童福祉司に、児童虐待を早期に発見し速やかに対応するために、国や地方公共団体においてどのような取組が必要だと思いか尋ねると、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等児童虐待の発生予防にも資する取組において早期発見を強く意識した事業の実施」が43.4%と最も多く、次いで「学校の教職員、医師等児童の福祉に職務上関係のある者に対する通告促進のための意識の向上」が34.2%、「通告をためらう心理を踏まえた効果的な広報啓発の実施」が12.0%等となっている。

問3-1 あなたは、児童虐待を早期に発見し速やかに対応するために、国や地方公共団体において、どのような取組が必要だと思いますか。特に当てはまると思う選択肢を一つお選びください。

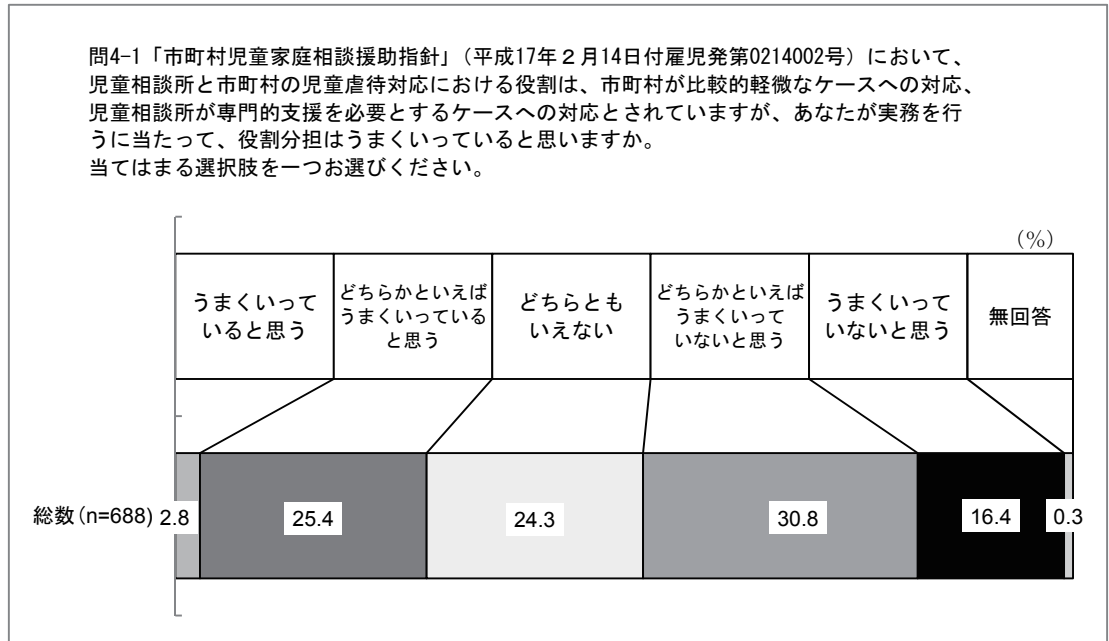
- ① 通告をためらう心理を踏まえた効果的な広報啓発の実施(12.0%)
- ② 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)等児童虐待の発生予防にも資する取組において早期発見を強く意識した事業の実施(43.4%)
- ③ 学校の教職員、医師等児童の福祉に職務上関係のある者に対する通告促進のための意識の向上(34.2%)
- ④ 学校の教職員、医師等児童の福祉に職務上関係のある者が通告を怠った場合の罰則規定の創設(2.2%)
- ⑤ その他(7.7%)
- ⑥ 無回答(0.6%)



エ 早期対応から保護・支援までの一連の取組

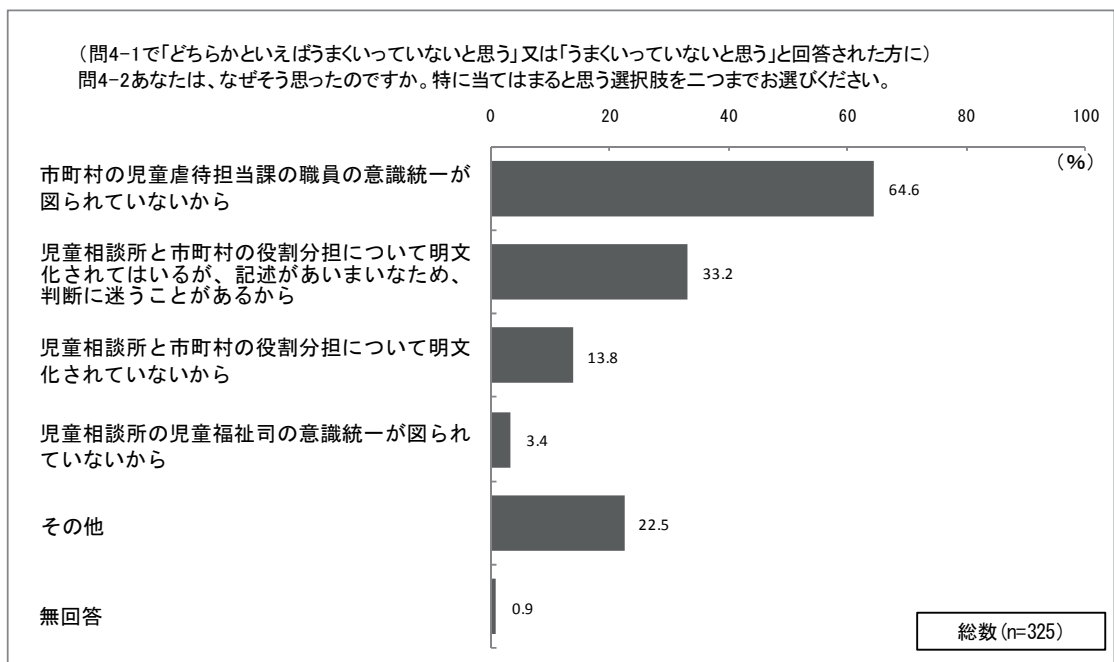
(7) 問4-1 児童相談所と市町村の児童虐待対応における役割分担

児童福祉司に、実務を行うに当たって、児童相談所と市町村の児童虐待対応における役割分担はうまくいっていると思うか尋ねると、「うまくいっていないと思う」及び「どちらかといえばうまくいっていないと思う」が合わせて47.2%であるのに対し、「うまくいっていると思う」及び「どちらかといえばうまくいっていると思う」が合わせて28.2%、「どちらともいえない」が24.3%となっている。



(イ) 問4-2 役割分担がうまくいっていない理由（複数回答）

児童相談所と市町村の児童虐待対応における役割分担について、うまくいっていないと思う又はどちらかといえばうまくいっていないと思うと回答した児童福祉司に、そう思う理由を尋ねると、「市町村の児童虐待担当課の職員の意識統一が図られていないから」が64.6%と最も多く、次いで「児童相談所と市町村の役割分担について明文化されているが、記述があいまいなため、判断に迷うことがあるから」が33.2%等となっている。

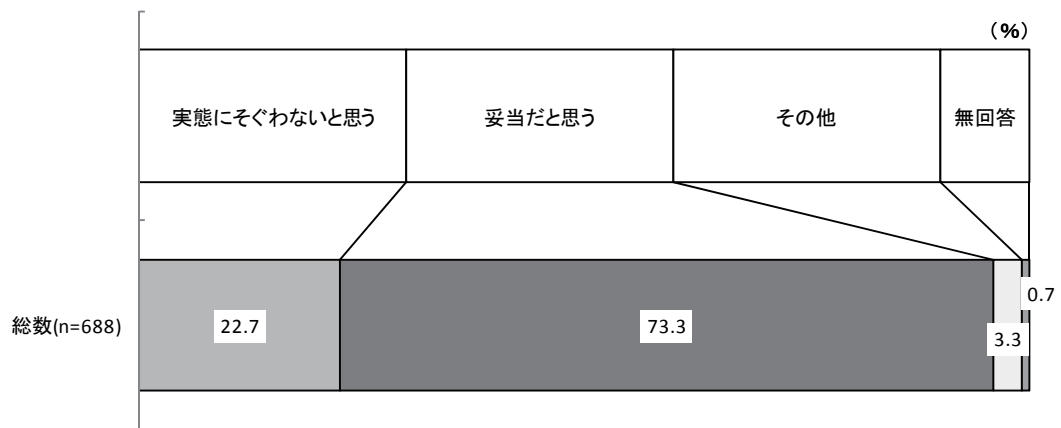


(ウ) 問4-3 安全確認までの基準時間の設定

児童福祉司に、安全確認を実施する時間については、迅速な対応を確保する観点から、48時間以内とすることが望ましいとされているが、このように時間を設定することについてどう思うか尋ねると、「基準として安全確認を実施する時間は定められるべきであり、妥当だと思う」が73.3%であるのに対し、「ケースバイケースであり一律に時間を設定するのは実態にそぐわないと思う」が22.7%等となっている。

問4-3 児童相談所運営指針において、安全確認を実施する時間については、自治体ごとに地域の実情に応じて設定することとされており、迅速な対応を確保する観点から、48時間以内とすることが望ましいとされていますが、あなたは、このように時間を設定することについて、どのように思いますか。当てはまる選択肢を一つお選びください。

- ① ケースバイケースであり一律に時間を設定するのは実態にそぐわないと思う(22.7%)
- ② 基準として安全確認を実施する時間は定められるべきであり、妥当だと思う(73.3%)
- ③ その他(3.3%)
- ④ 無回答(0.7%)

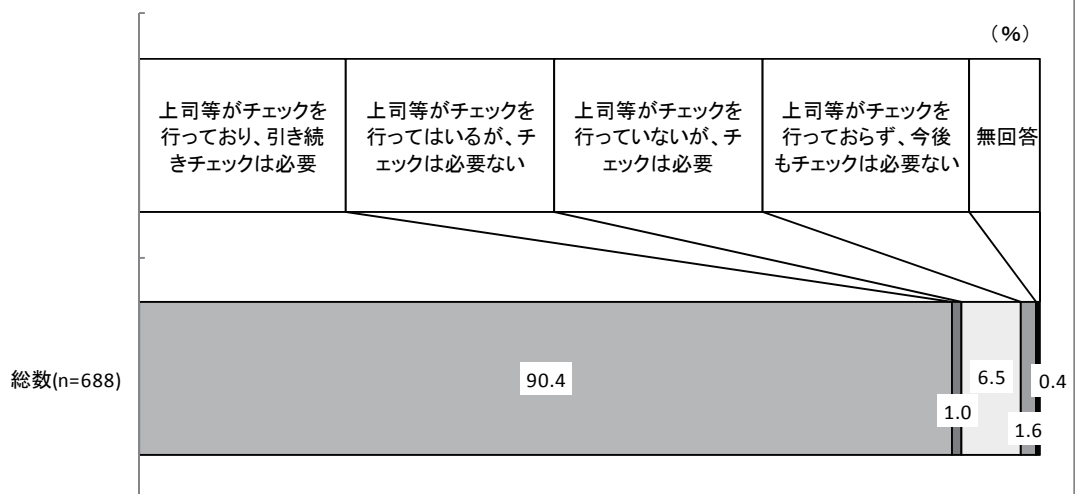


(I) 問4-4 安全確認等を行う際の上司等によるチェックの必要性

児童福祉司に、安全確認の必要性の判断や安全確認の実施に際し、上司等がチェックを行う必要性についてどのように思うか尋ねると、「実際に上司等がチェックを行っており、引き続きチェックは必要だと思う」が90.4%と最も多く、次いで「上司等がチェックを行っていないが、チェックは必要だと思う」が6.5%等となっており、上司等のチェックが必要であるとする回答が全体の96.9%となっている。

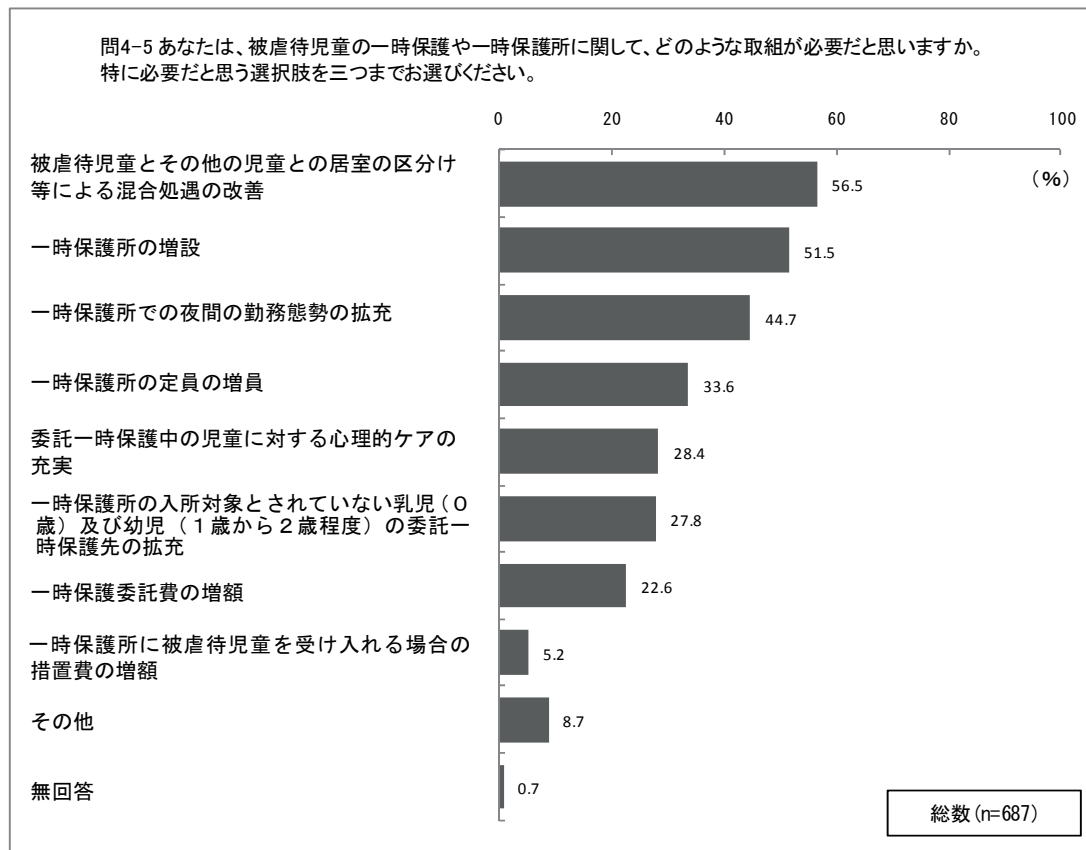
問4-4 あなたは、安全確認を必要としているかの判断や設定した時間以内に安全確認が実施できたかどうか、担当の児童福祉司任せではなく、上司等に報告し、上司等がチェックを行う必要性についてどのように思いますか。当てはまる選択肢を一つお選びください。

- ① 実際に上司等がチェックを行っており、引き続きチェックは必要だと思う(90.4%)
- ② 実際に上司等がチェックを行ってはいるが、チェックは必要だと思わない(1.0%)
- ③ 上司等がチェックを行っていないが、チェックは必要だと思う(6.5%)
- ④ 上司等がチェックを行っておらず、今後もチェックが必要だとも思わない(1.6%)
- ⑤ 無回答(0.4%)



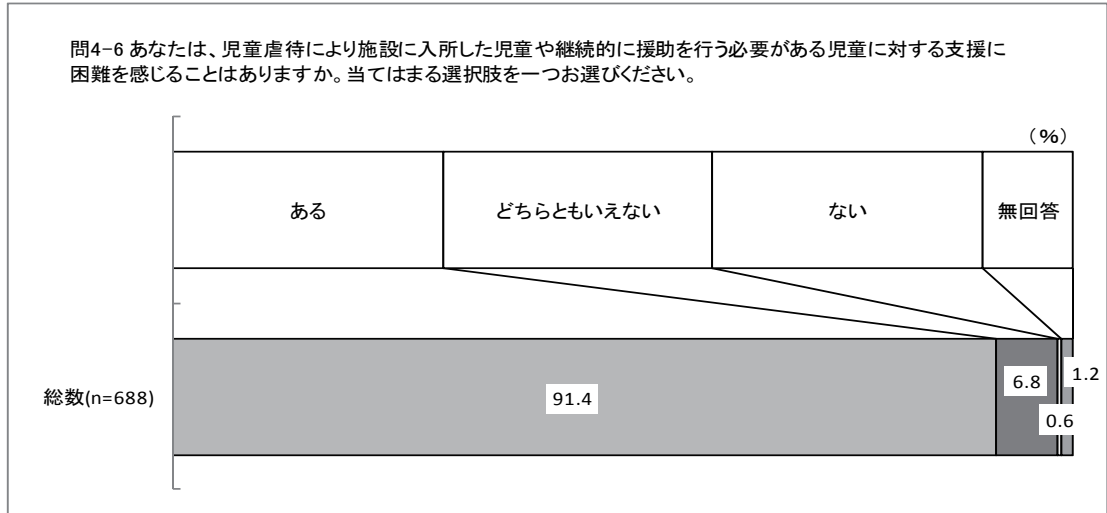
(オ) 問4-5 被虐待児童の一時保護等に関して必要な取組（複数回答）

児童福祉司に、被虐待児童の一時保護や一時保護所に関して、どのような取組が必要だと思うか尋ねると、「被虐待児童とその他の児童との居室の区分け等による混合処遇の改善」が56.5%と最も多く、次いで「一時保護所の増設」が51.5%、「一時保護所での夜間の勤務態勢の拡充」が44.7%等となっている。



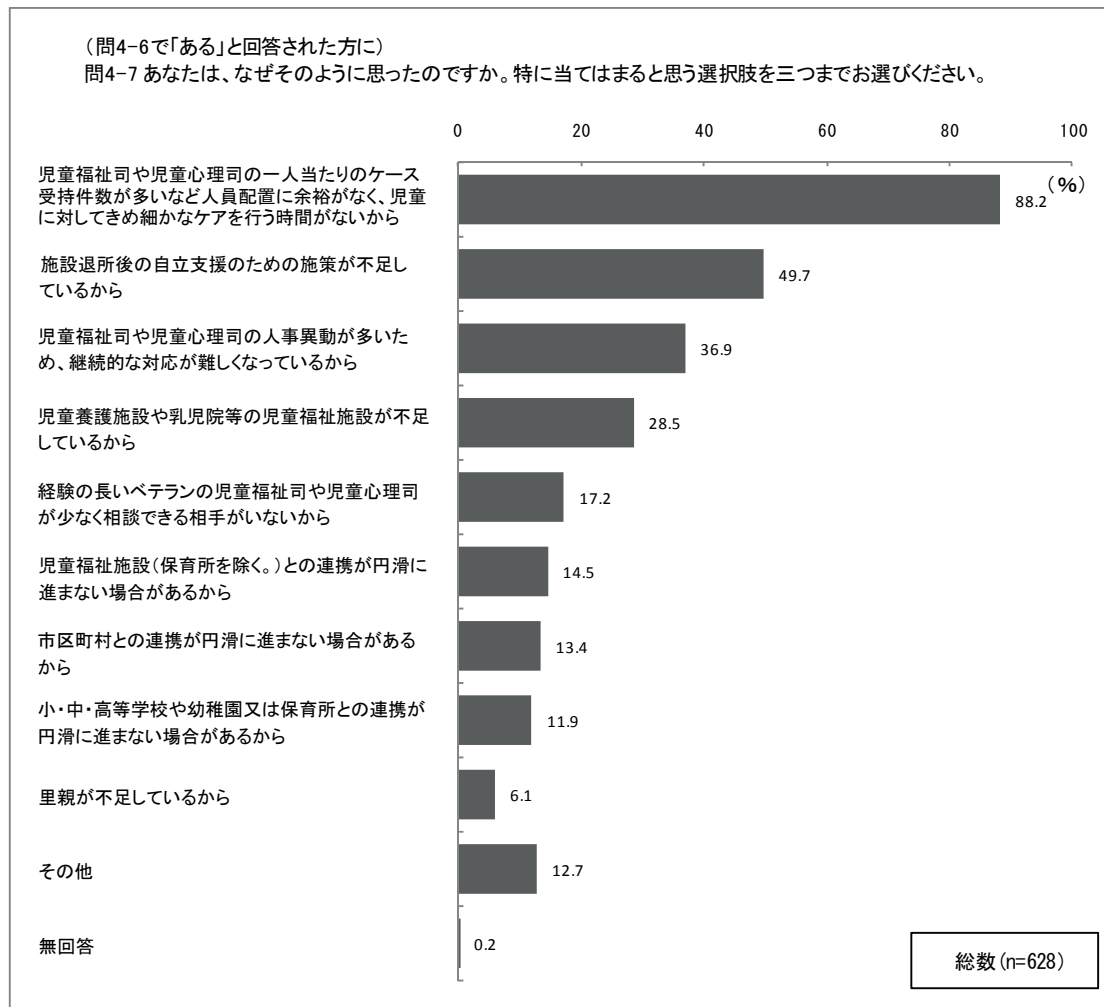
(カ) 問4-6 施設入所児童等へ支援を行う際の困難の有無

児童福祉司に、施設に入所した児童や継続的に援助を行う必要がある児童に対する支援に困難を感じることはあるか尋ねると、「ある」が91.4%であるのに対して、「どちらともいえない」が6.8%、「ない」が0.6%となっている。



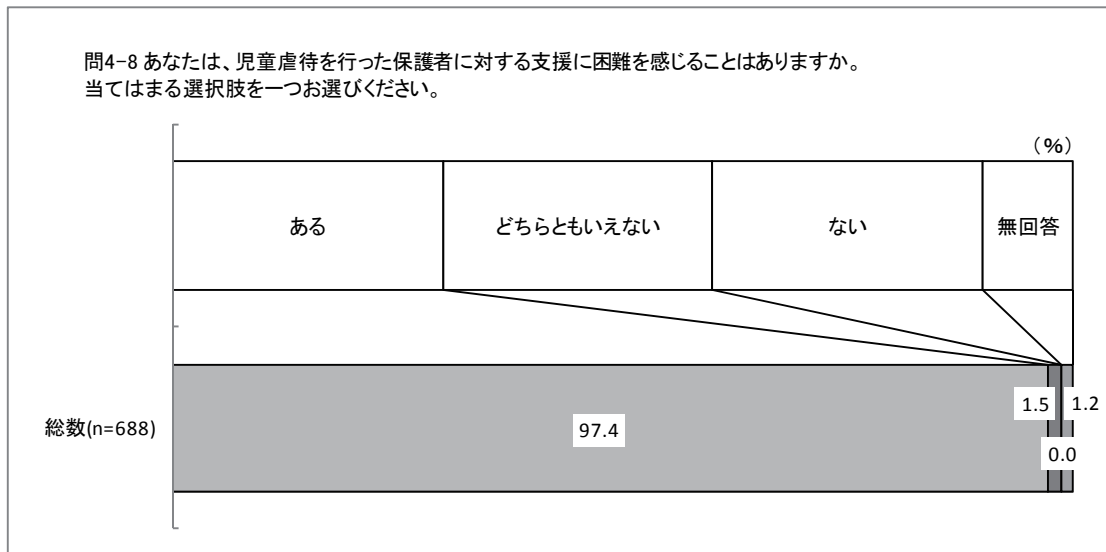
(キ) 問4-7 施設入所児童等への支援が困難な理由（複数回答）

施設に入所した児童や継続的に援助を行う必要がある児童に対する支援について、困難を感じるがあると回答した児童福祉司に、そう思う理由を尋ねると、「児童福祉司や児童心理司の一人当たりのケース受持件数が多いなど人員配置に余裕がなく、児童に対してきめ細かなケアを行う時間がないから」が88.2%と最も多く、次いで「施設退所後の自立支援のための施策が不足しているから」が49.7%、「児童福祉司や児童心理司の人事異動が多いため、継続的な対応が難しくなっているから」が36.9%等となっている。



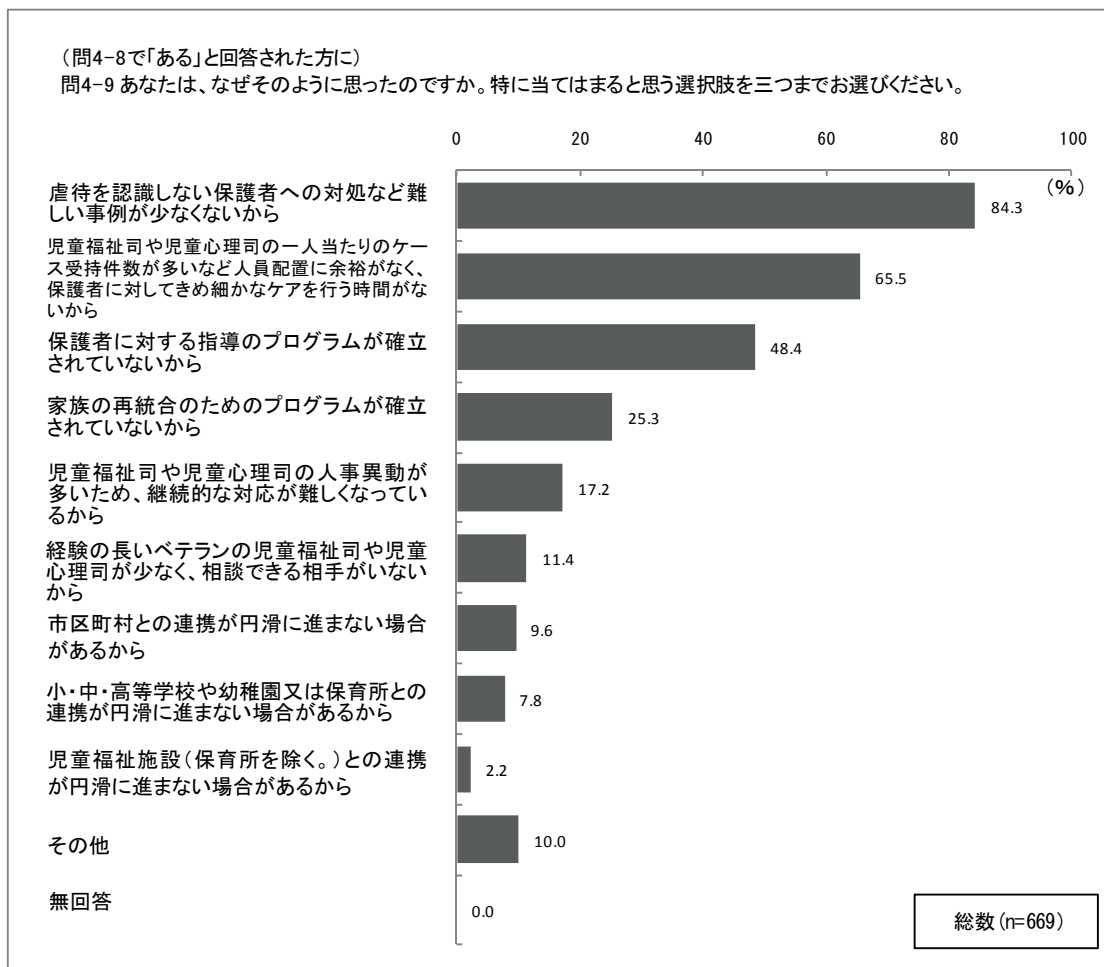
(7) 問4-8 児童虐待を行った保護者へ支援を行う際の困難の有無

児童福祉司に、児童虐待を行った保護者に対する支援に困難を感じることはあるか尋ねると、「ある」が97.4%であるのに対し、「ない」はみられなかった。



(ケ) 問4-9 児童虐待を行った保護者への支援が困難な理由（複数回答）

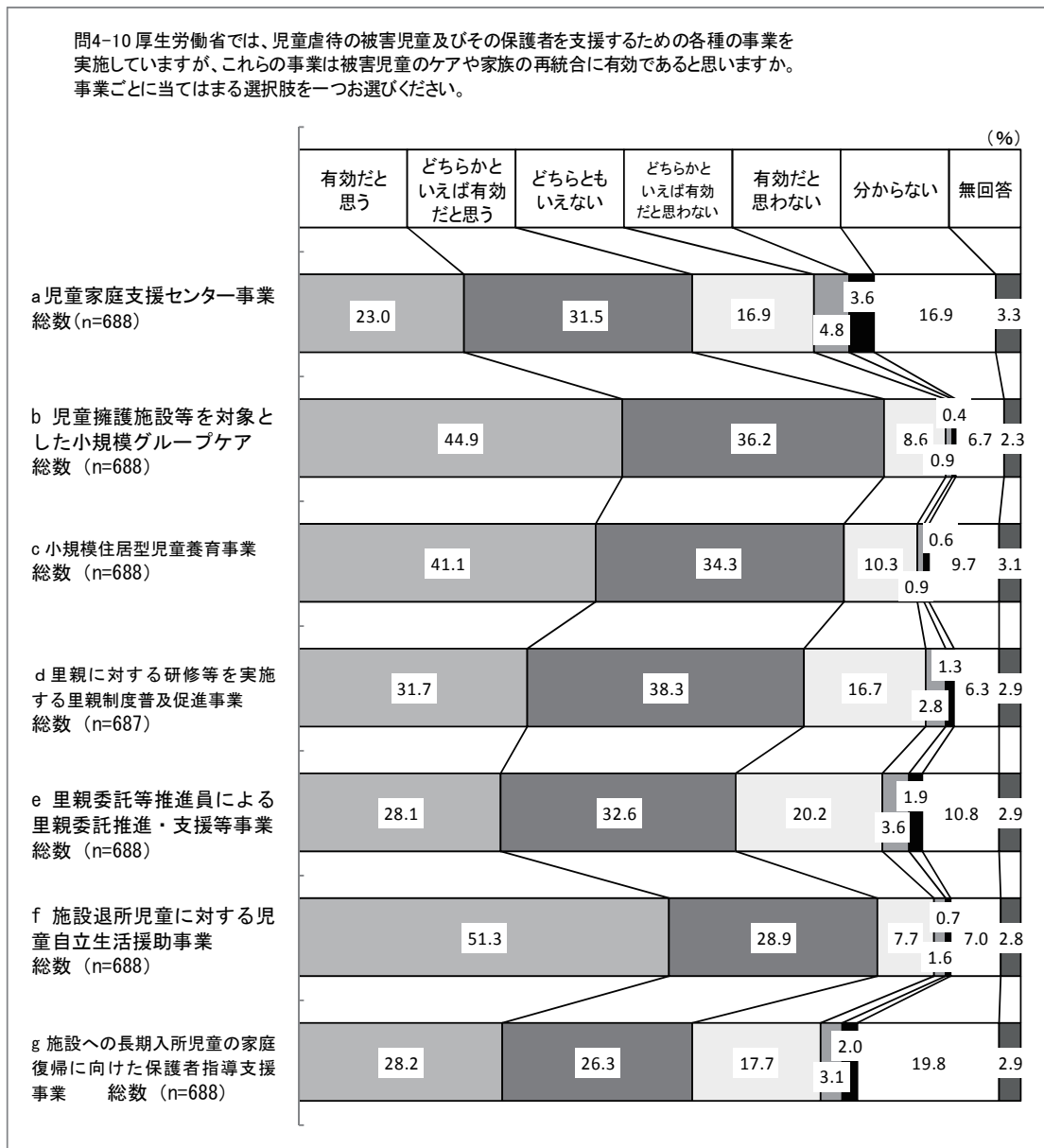
児童虐待を行った保護者に対する支援に困難を感じることはあると回答した児童福祉司に、そう思う理由を尋ねると、「虐待を認識しない保護者への対処など難しい事例が少なくないから」が84.3%と最も多く、次いで「児童福祉司や児童心理司の一人当たりのケース受持件数が多いなど人員配置に余裕がなく、保護者に対してきめ細かなケアを行う時間がないから」が65.5%、「保護者に対する指導のプログラムが確立されていないから」が48.4%等となっている。



(2) 問4-10 被虐待児童等に対する支援に係る各種事業の有効性

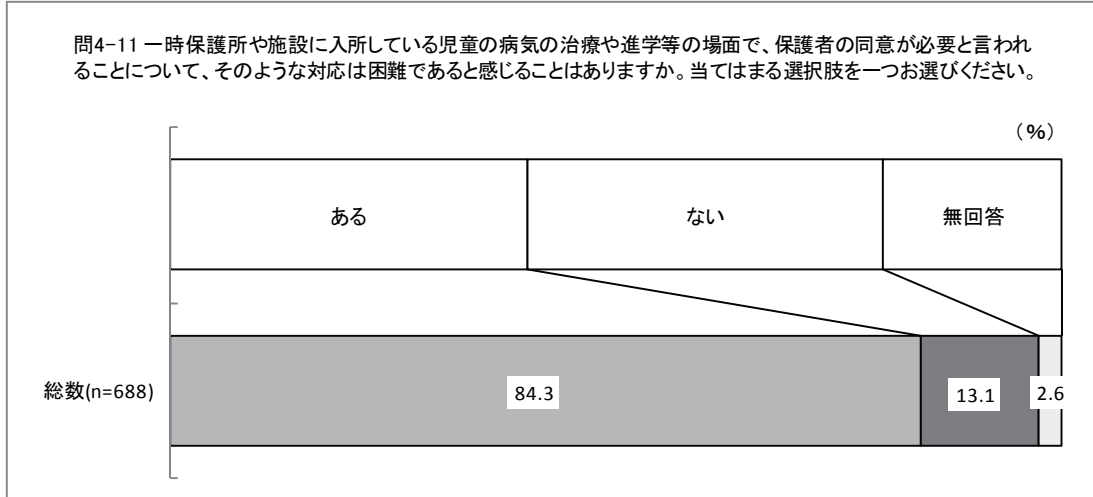
児童福祉司に、厚生労働省が実施している、被虐待児童及びその保護者を支援するための各種の事業が、被虐待児童のケアや家族の再統合に有効であるかどうか尋ねると、いずれの事業についても、「有効だと思う」及び「どちらかといえば有効だと思う」が合わせて54%以上となっている。

特に、「児童養護施設等を対象とした小規模グループケア」及び「施設退所児童に対する児童自立生活援助事業」については、「有効だと思う」及び「どちらかといえば有効だと思う」が合わせて80%以上となっている。



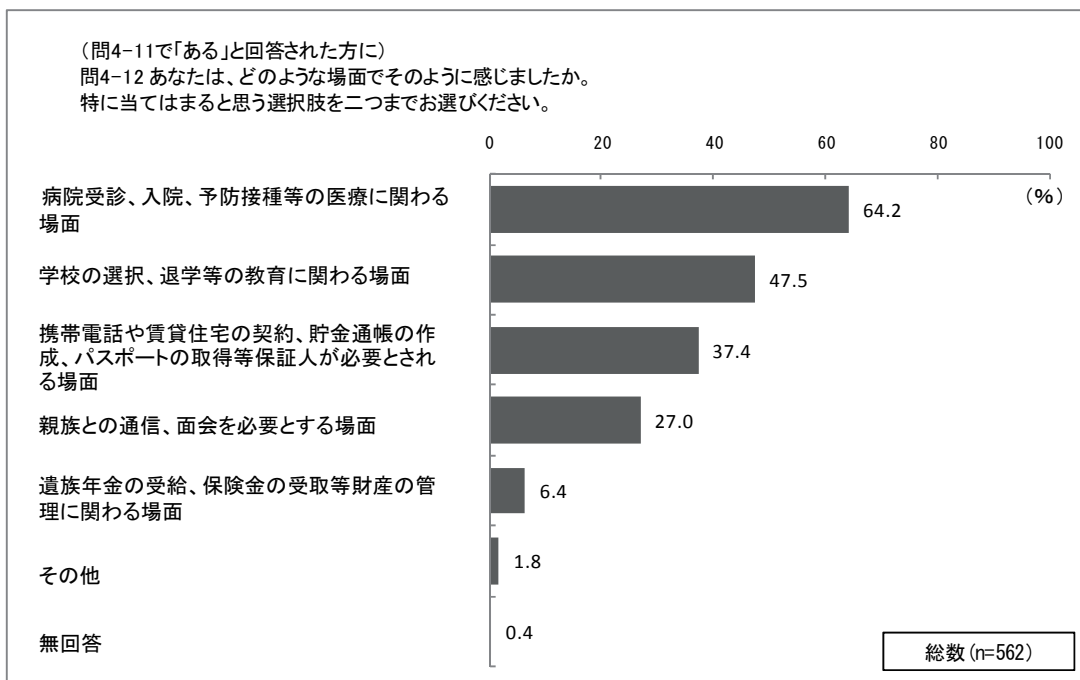
(㉞) 問4-11 保護者の同意を得ることへの困難の有無

児童福祉司に、一時保護所や施設に入所している児童の病気の治療や進学等の場面で、保護者の同意が必要と言われることについて、そのような対応は困難であると感じることはあるか尋ねると、「ある」が84.3%、「ない」は13.1%となっている。



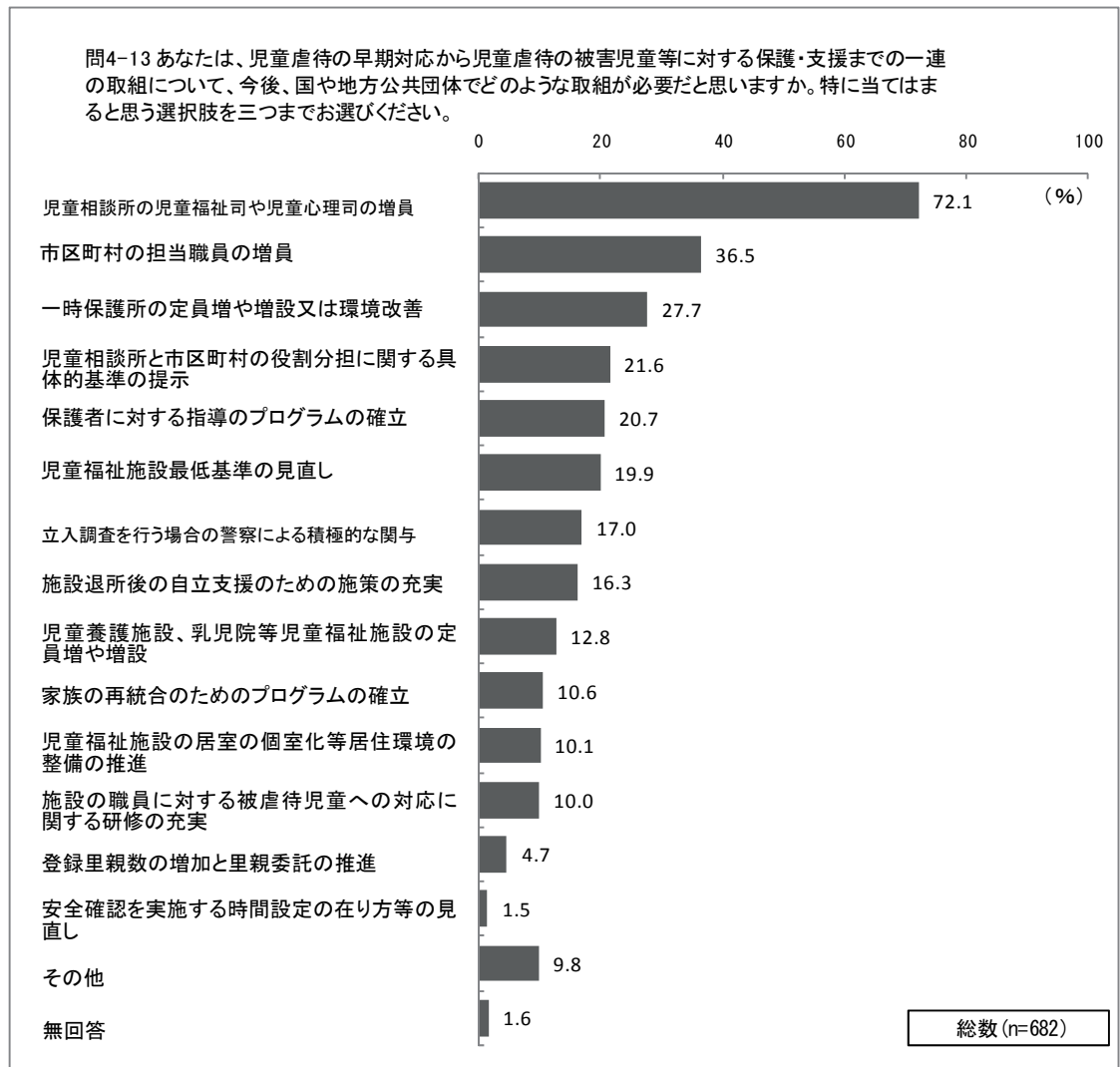
(㉟) 問4-12 保護者の同意を得ることが困難であると感じた場面（複数回答）

施設に入所している児童の病気の治療や進学等の場面で、保護者の同意が必要と言われることについて、そのような対応は困難であると感じることがあると回答した児童福祉司に、どのような場面でそのように感じたか尋ねると、「病院受診、入院、予防接種等の医療に関わる場面」が64.2%と最も多く、次いで「学校の選択、退学等の教育に関わる場面」が47.5%、「携帯電話や賃貸住宅の契約、貯金通帳の作成、パスポートの取得等保証人が必要とされる場面」が37.4%等となっている。



(ス) 問4-13 国等に求められる今後の取組（複数回答）

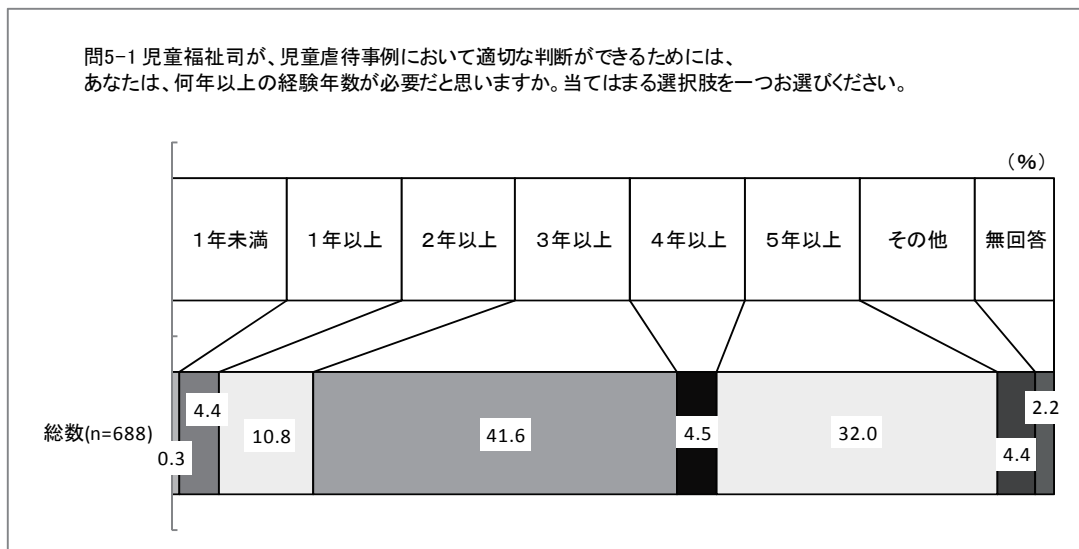
児童福祉司に、児童虐待の早期対応から保護・支援までの一連の取組について、今後、国や地方公共団体でどのような取組が必要だと思いか尋ねると、「児童相談所の児童福祉司や児童心理司の増員」が72.1%と最も多く、次いで「市区町村の担当職員の増員」が36.5%、「一時保護所の定員増や増設又は環境改善」が27.7%等となっている。



オ 業務を実施する上で必要とされる経験年数等

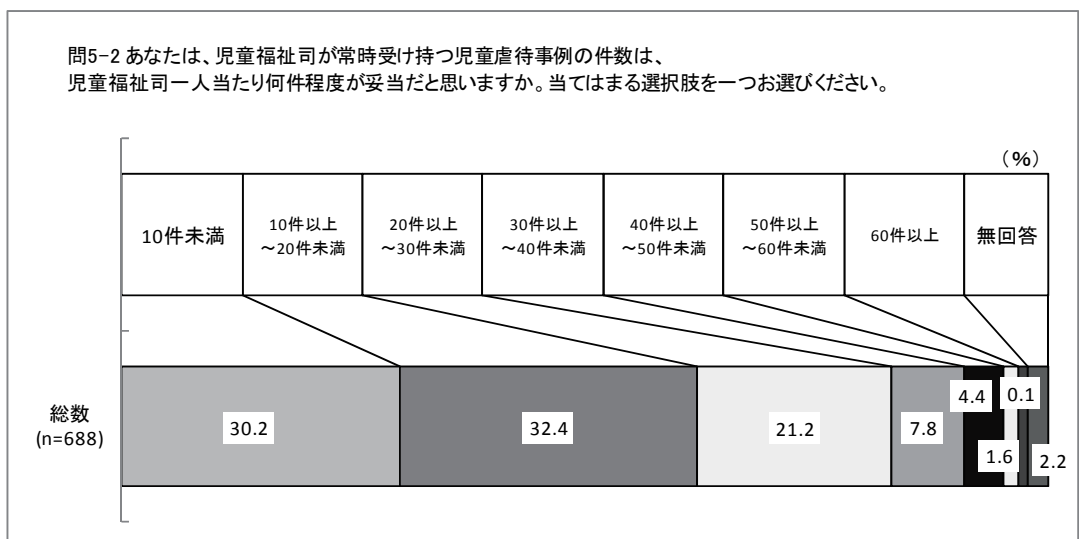
(7) 問5-1 適切な判断をするために必要な経験年数

児童福祉司に、児童虐待事例において適切な判断ができるためには、何年以上の経験年数が必要だと思うか尋ねると、「3年以上」が41.6%と最も多く、次いで「5年以上」が32.0%、「2年以上」が10.8%等となっている。



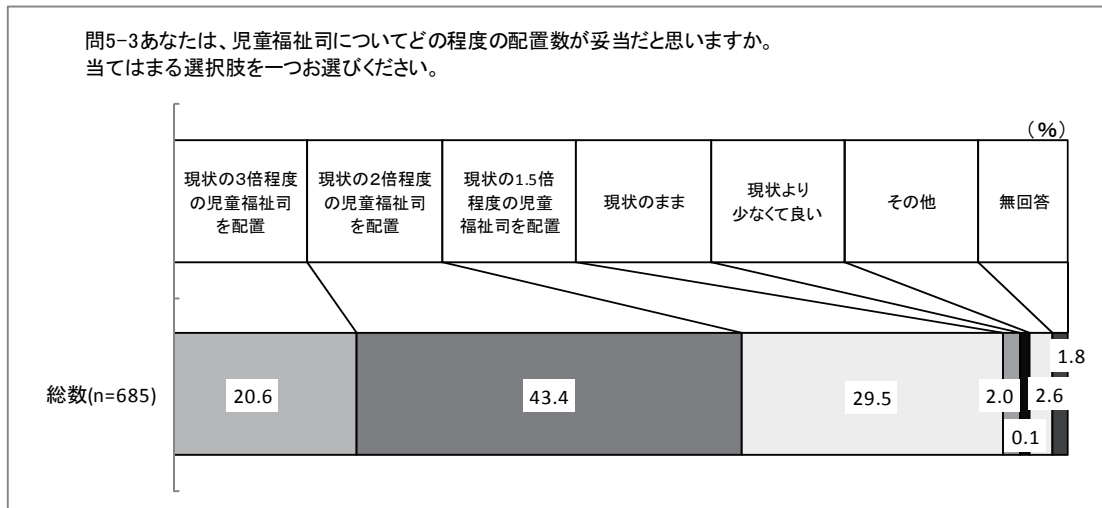
(4) 問5-2 担当者一人当たりの児童虐待事例の妥当な受持件数

児童福祉司に、担当者が常時受け持つ児童虐待事例の件数は、一人当たり何件程度が妥当だと思うか尋ねると、「10件以上～20件未満」が32.4%と最も多く、次いで「10件未満」が30.2%、「20件以上～30件未満」が21.2%等となっている。



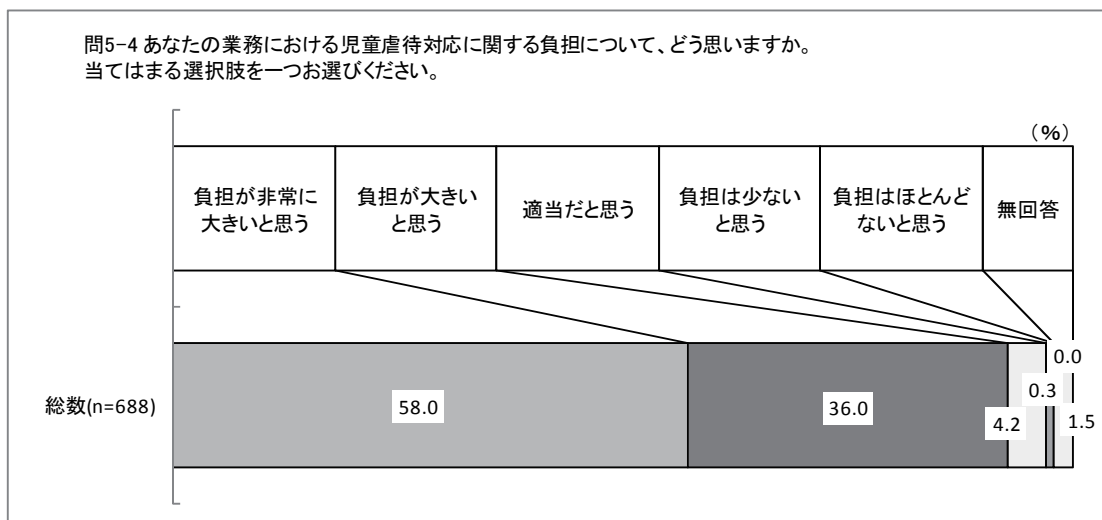
(ウ) 問5-3 児童福祉司の適切な配置数

児童福祉司に、どの程度の配置数が妥当だと思うか尋ねると、「現状の2倍程度の児童福祉司を配置」が43.4%と最も多く、次いで「現状の1.5倍程度の児童福祉司を配置」が29.5%、「現状の3倍程度の児童福祉司を配置」が20.6%等となっており、現状を上回る児童福祉司の配置が妥当とする回答が全体の93.5%となっている。



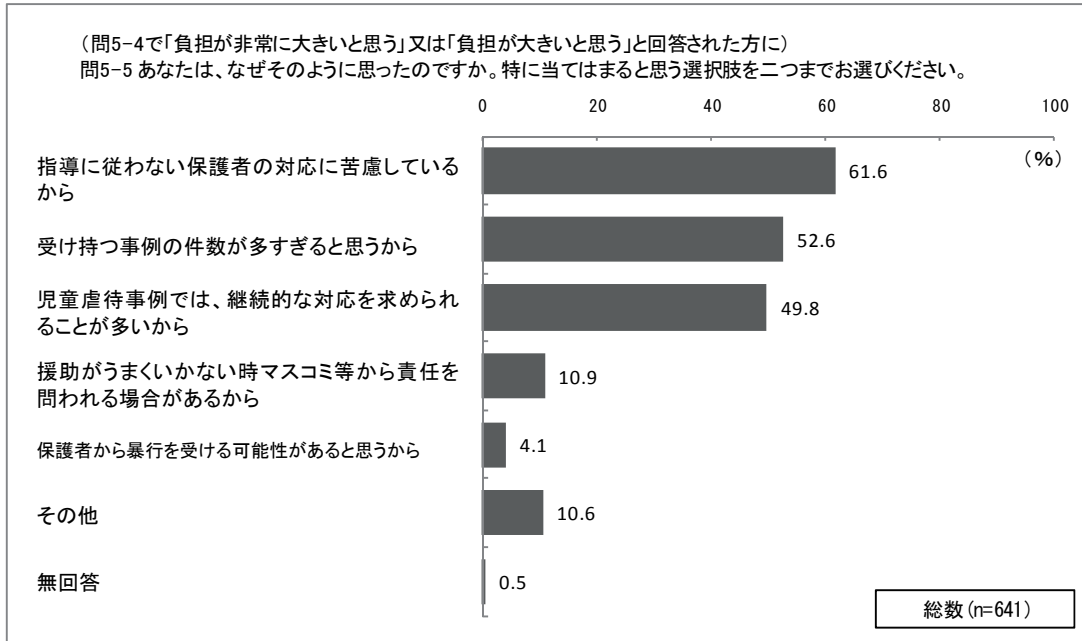
(I) 問5-4 業務における児童虐待対応に関する負担感

児童福祉司に、業務における児童虐待対応に関する負担についてどう思うか尋ねると、「負担が非常に大きいと思う」及び「負担が大きいと思う」が合わせて94.0%となっている。



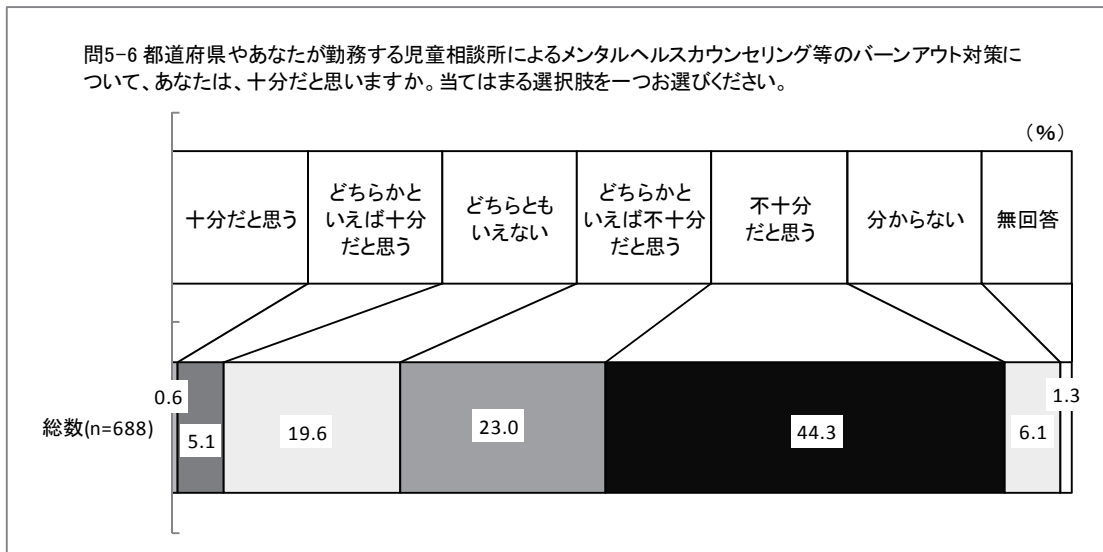
(オ) 問5-5 児童虐待対応業務の負担が大きいと思う理由（複数回答）

業務における児童虐待対応に関する負担について、負担が非常に大きいと思う又は負担が大きいと思うと回答した児童福祉司に、そう思う理由を尋ねると、「指導に従わない保護者の対応に苦慮しているから」が61.6%と最も多く、次いで「受け持つ事例の件数が多すぎると思うから」が52.6%、「児童虐待事例では、継続的な対応を求められることが多いから」が49.8%等となっている。



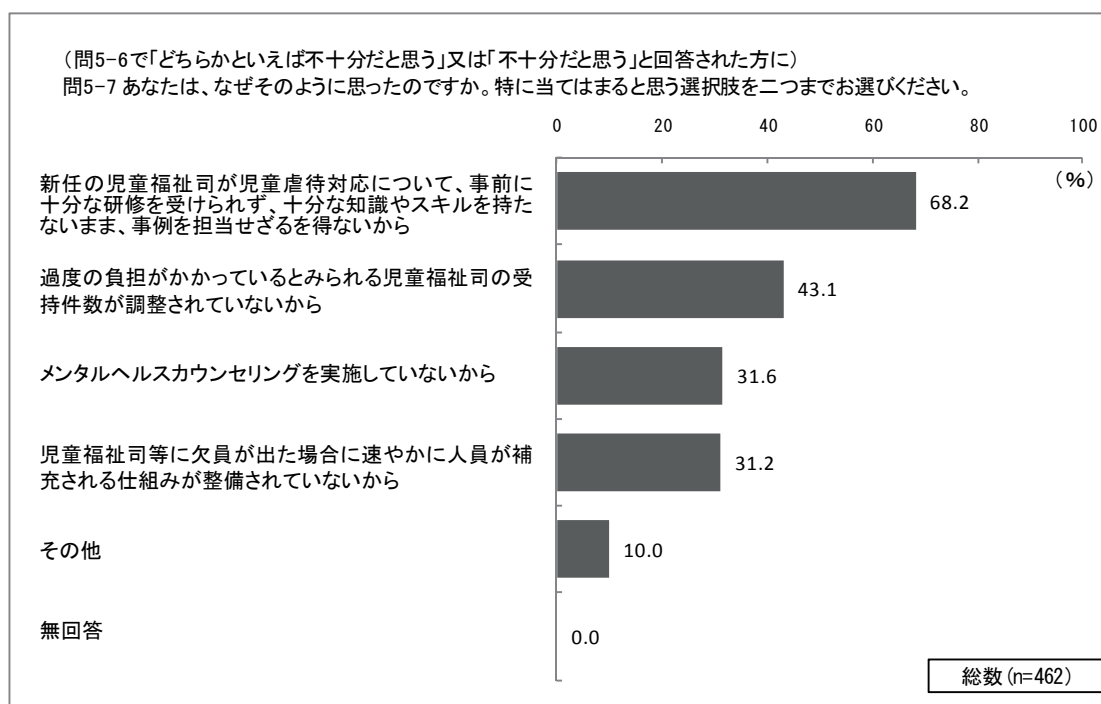
(カ) 問5-6 バーンアウト対策の充実度

児童福祉司に、メンタルヘルスカウンセリング等のバーンアウト対策は十分だと思うか尋ねると、「不十分だと思う」及び「どちらかといえば不十分だと思う」が合わせて67.3%であるのに対し、「どちらともいえない」が19.6%、「十分だと思う」及び「どちらかといえば十分だと思う」は合わせて5.7%等となっている。



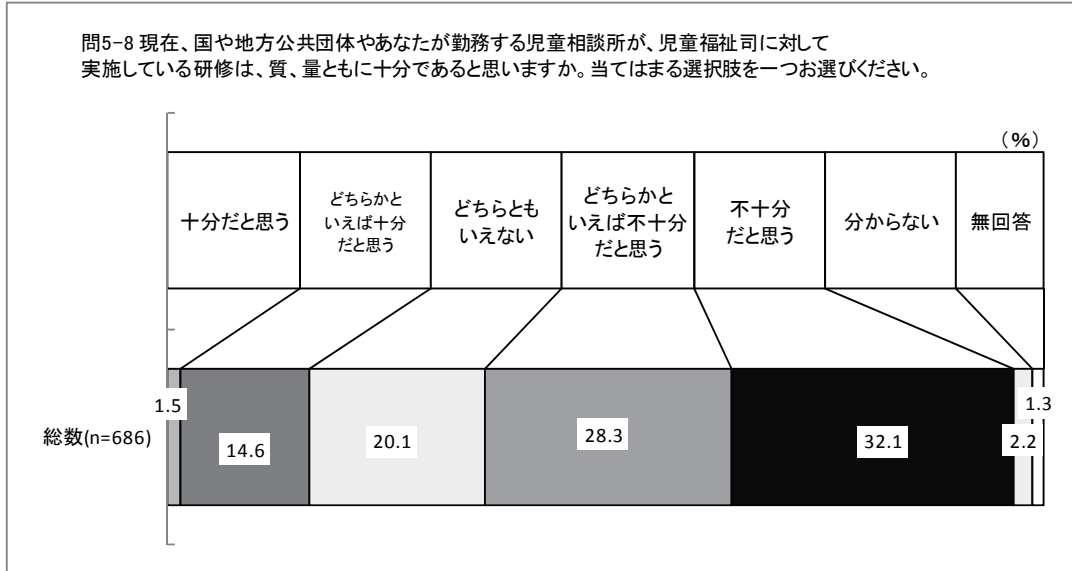
(キ) 問5-7 バーンアウト対策が不十分な理由（複数回答）

メンタルヘルスカウンセリング等のバーンアウト対策について、不十分だと思う又はどちらかといえば不十分だと思うと回答した児童福祉司に、そう思う理由を尋ねると、「新任の児童福祉司が児童虐待対応について、事前に十分な研修を受けられず、十分な知識やスキルを持たないまま、事例を担当せざるを得ないから」が68.2%と最も多く、次いで「過度の負担がかかっているとみられる児童福祉司の受持件数が調整されていないから」が43.1%、「メンタルヘルスカウンセリングを実施していないから」が31.6%、「児童福祉司等に欠員が出た場合に速やかに人員が補充される仕組みが整備されていないから」が31.2%等となっている。



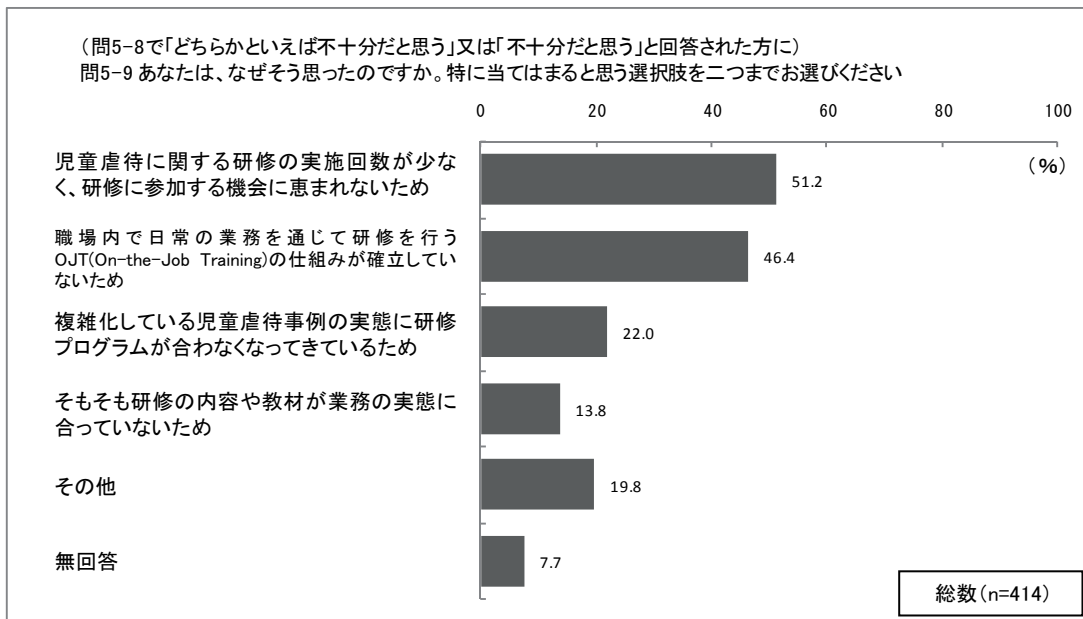
(ク) 問5-8 児童虐待対応に関する研修の充実度

児童福祉司に、国や地方公共団体や勤務する児童相談所が、児童福祉司に対して実施している研修は、質、量ともに十分であると思うか尋ねると、「不十分だと思う」及び「どちらかといえば不十分だと思う」が合わせて60.4%であるのに対し、「どちらともいえない」が20.1%、「十分だと思う」及び「どちらかといえば十分だと思う」は合わせて16.1%等となっている。



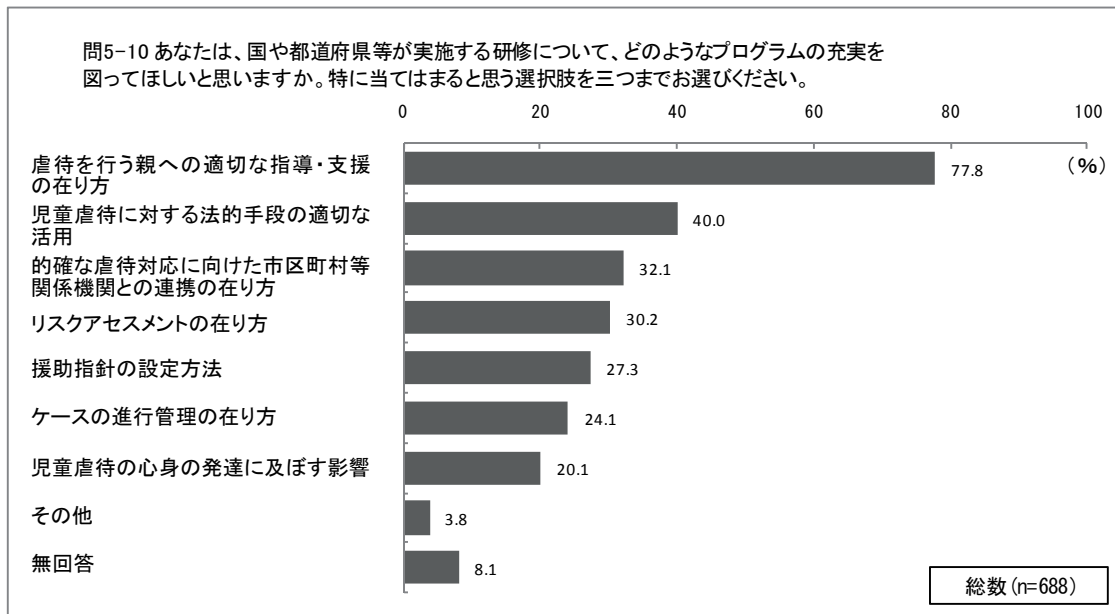
(ケ) 問5-9 研修が不十分な理由（複数回答）

児童虐待対応に関する研修について、不十分だと思う又はどちらかといえば不十分だと思うと回答した児童福祉司に、そう思う理由を尋ねると、「児童虐待に関する研修の実施回数が少なく、研修に参加する機会に恵まれないため」が51.2%と最も多く、次いで「職場内で日常の業務を通じて研修を行う OJT (On-the-Job Training) の仕組みが確立していないため」が46.4%等となっている。



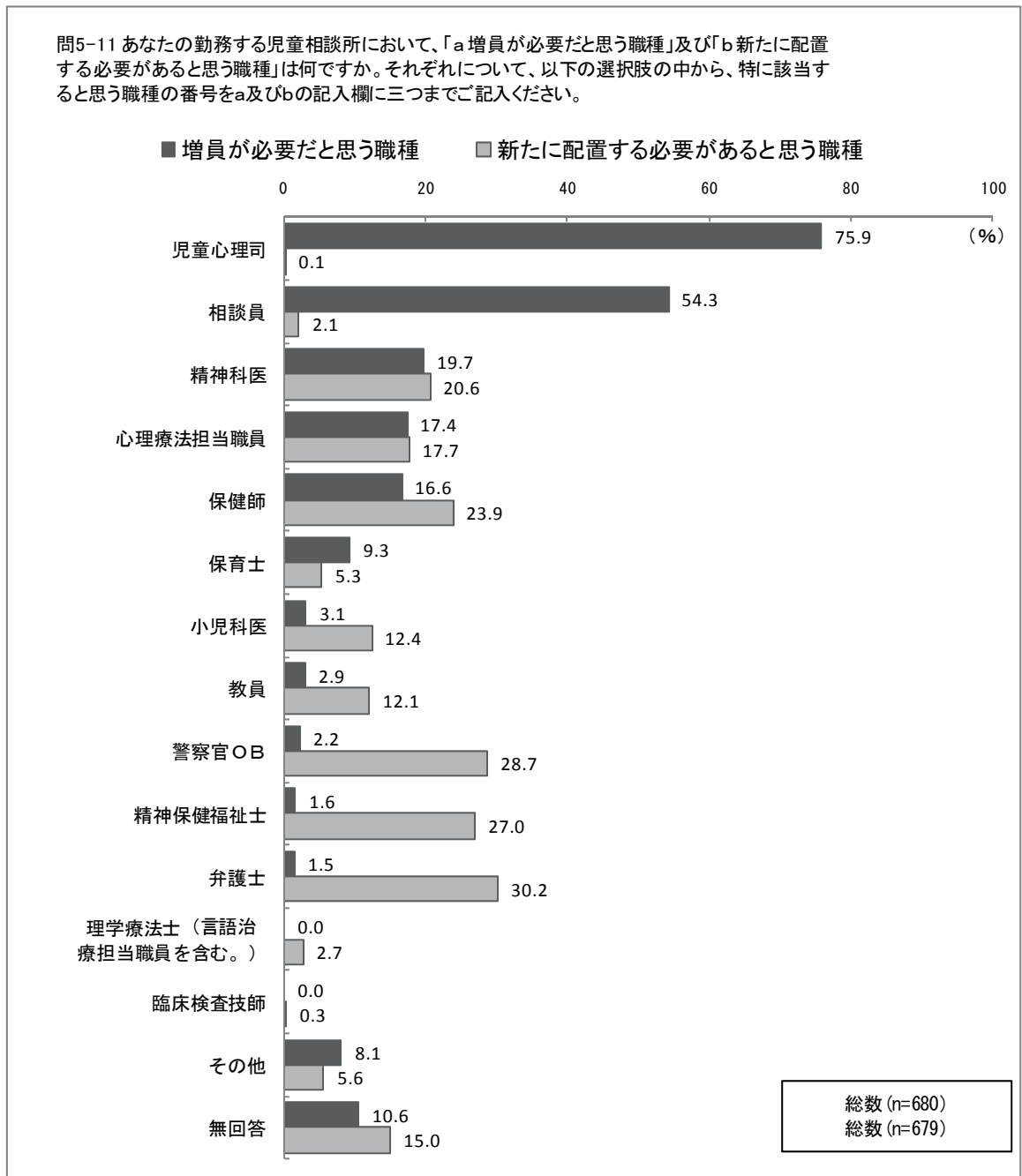
(2) 問5-10 充実が求められる研修プログラム（複数回答）

児童福祉司に、国や都道府県等が実施する研修について、どのようなプログラムの充実を図ってほしいと思うか尋ねると、「虐待を行う親への適切な指導・支援の在り方」が77.8%と最も多く、次いで「児童虐待に対する法的手段の適切な活用」が40.0%、「的確な虐待対応に向けた市区町村等関係機関との連携の在り方」が32.1%、「リスクアセスメントの在り方」が30.2%等となっている。



(4) 問5-11 増員や新規配置が必要だと思う職種（複数回答）

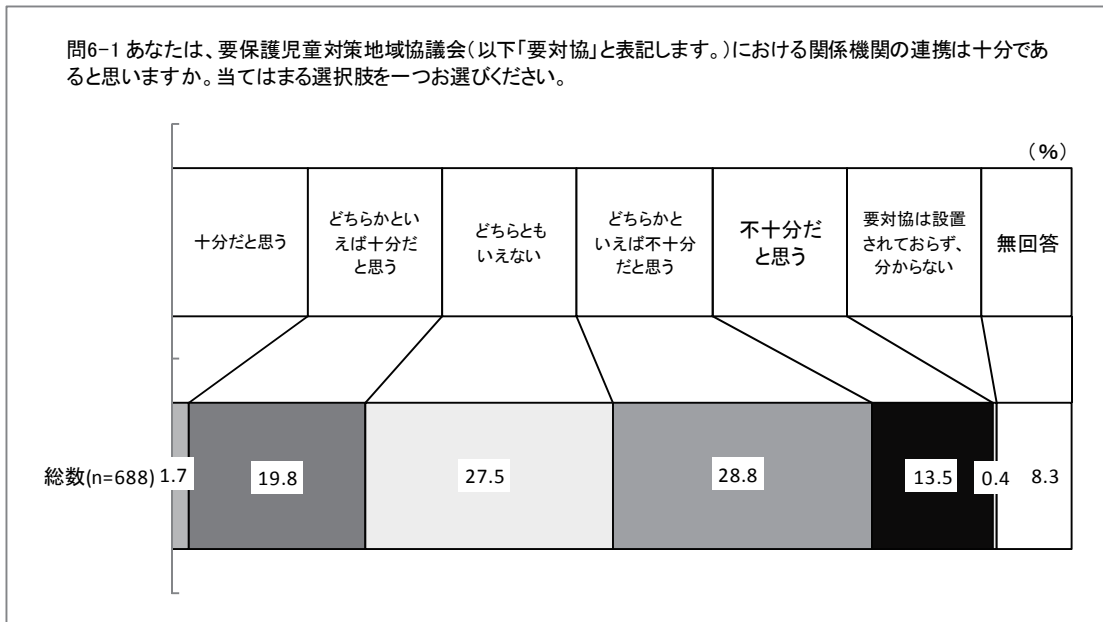
児童福祉司に、増員が必要だと思う職種及び新たに配置する必要があると思う職種を尋ねると、増員が必要だと思う職種については、「児童心理司」が75.9%と最も多く、次いで「相談員」が54.3%等となっており、新たに配置する必要があると思う職種については、「弁護士」が30.2%と最も多く、次いで「警察官OB」が28.7%、「精神保健福祉士」が27.0%等となっている。



カ 要保護児童対策地域協議会

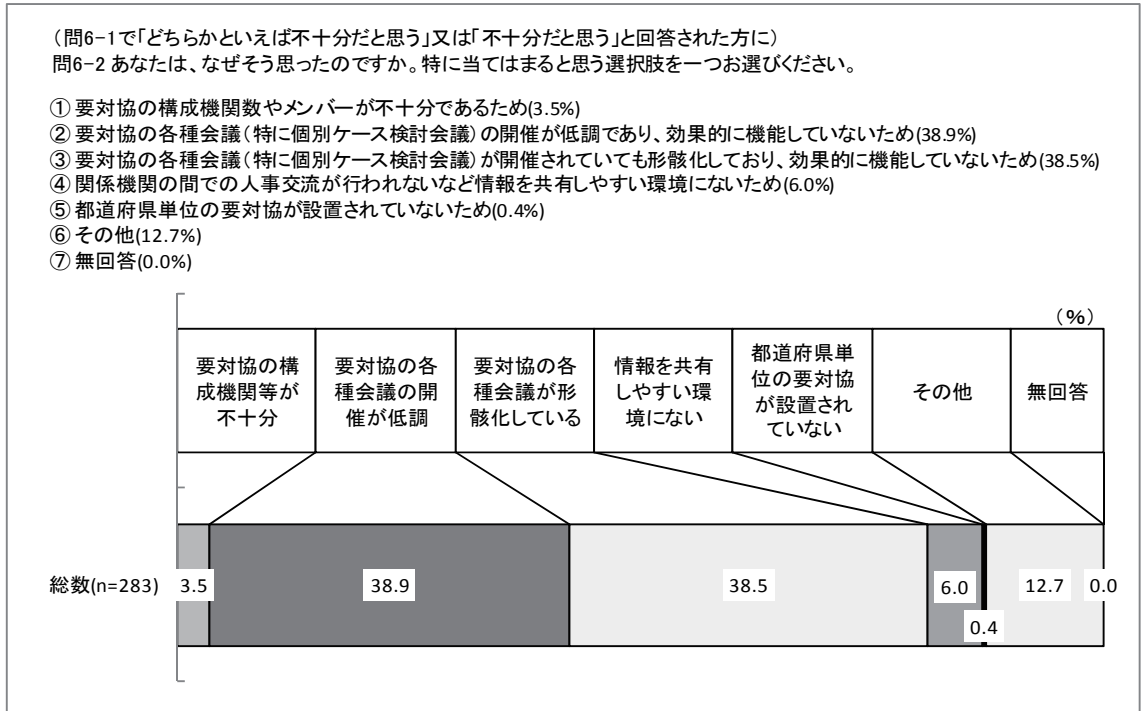
(7) 問6-1 要保護児童対策地域協議会における関係機関の連携

児童福祉司に、要保護児童対策地域協議会（以下この項において「要対協」という。）における関係機関の連携は十分であると思うか尋ねると、「不十分だと思う」及び「どちらかといえば不十分だと思う」が合わせて42.3%であるのに対し、「どちらともいえない」が27.5%、「十分だと思う」及び「どちらかといえば十分だと思う」が合わせて21.5%等となっている。



(イ) 問6-2 要対協における連携が不十分な理由

要対協における関係機関の連携について、不十分だと思う又はどちらかといえば不十分だと思うと回答した児童福祉司に、そう思う理由を尋ねると、「要対協の各種会議（特に個別ケース検討会議）の開催が低調であり、効果的に機能していないため」が38.9%と最も多く、次いで「要対協の各種会議（特に個別ケース検討会議）が開催されていても形骸化しており、効果的に機能していないため」が38.5%等となっている。



キ 国等が行っている児童虐待の防止等に関する取組についての意見

児童福祉司に、国や地方公共団体が行っている児童虐待の防止等に関する取組についての意見を聞いたところ、回答者 688 人のうち 227 人（回答者の 33.0%）から延べ 296 件の意見があった。その内訳は、①体制の拡充を求める意見が 74 件（25.0%）、②関係機関の連携・役割分担に関する意見が 63 件（21.3%）、③家庭（保護者等）に対する支援に関する意見が 28 件（9.5%）等となっている。

主な内容は、次のとおりである。

<p>① 体制の拡充を求める意見</p> <p>【児童相談所について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応する職員が不足しており、疲労感もピークである。職員配置基準の見直し、増員という物理的対応が必要だと思われる。 気力や根性、能力の高さだけで乗り切れる件数や内容ではなく、土日や深夜も緊急対応しながら、正確で迅速な権限行使をするのは困難な状況である。増員が必要と思われる。 <p>【市区町村について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市区町村によって担当の人員配置や要対協の実務者会議の実施の有無など大き

く違っており、市区町村の体制充実が必要であると考え。

- ・ 市区町村に、家庭に対してきめ細かく対応できる仕組みを導入し、人員を増加することで、児童虐待の重篤化が防げるのではないかと感じている。

② 関係機関の連携・役割分担に関する意見

【役割分担について】

- ・ 現状では、児童相談所が介入と再統合を行う機関になっており、親としても矛盾した感情をもってしまう。欧米のように、介入は別機関（裁判所と警察の職員など）を新たに組織し、援助機関とは別にした方がよいと思われる。
- ・ 強制介入と再統合という矛盾した役割を児童相談所に持たせることに限界があると思う。児童相談所は再統合を目的とした組織としての役割が明確になればと期待する。

【司法の積極的関与について】

- ・ 臨検、捜索等児童相談所の機能は強権的になってきており、小さな行政機関が担う範囲を超えている気がする。臨検、捜索は警察が主体的に対応を行うべきと思う。
- ・ 児童虐待は犯罪であると明確に位置付け、警察と司法の主体的介入を可能とする必要がある。

③ 家庭（保護者等）に対する支援に関する意見

【児童虐待の予防のための支援について】

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業の実施率は高く、虐待予防効果が期待できる。養育支援訪問事業の実施率も向上させるように努力してほしい。
- ・ 妊娠中からの親教育や、危険性を評価できるような乳幼児健診の在り方など、未然防止に重点を置く必要があると思う。

【虐待被害者等への支援について】

- ・ 虐待を受けた子どもに対する心理的ケアのプログラム、虐待をする親に対する治療的プログラムの開発と実施体制が必要である。